
監 査 委 員 公 表

監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、長崎県知事、長崎県教育委員会教育長及び長崎県公安委員会委員長から平成30年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年10月8日

長崎県監査委員	濱	本	磨毅穂
同	砺	山	和 仁
同	山	田	朋 子
同	山	本	由 夫

H31-01090-02661
31教総第75号
長公(会)第3号
令和元年9月26日

長崎県監査委員 濱本 磨毅穂 様
長崎県監査委員 砺山 和仁 様
長崎県監査委員 山田 朋子 様
長崎県監査委員 山本 由夫 様

長 崎 県 知 事 中村 法道

長崎県教育委員会教育長 池松 誠二

長崎県公安委員会委員長 中部 憲一郎

平成30年度包括外部監査の結果に基づく措置について（通知）

このことについて、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、別紙のとおり通知いたします。

平成30年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

＜テーマ＞長崎県の債権管理に関する事務の執行について～未収金を中心に～

II 包括外部監査の結果報告・総論

財政課	1
-----	-------	---

III 包括外部監査の結果報告・各論

第1	政策企画課	2
第2	生活衛生課	3
第3	廃棄物対策課	4
第4	福祉保健課	5
第5	医療人材対策室	7
第6	障害福祉課	9
第7	原爆被爆者援護課	10
第9	こども家庭課	11
第10	経営支援課	13
第11	雇用労働政策課	15
第12	水産経営課	16
第13	漁港漁場課	19
第14	農業経営課	20
第15	林政課	22
第17	道路維持課	23
第18	港湾課	25
第19	住宅課	26
第20	教職員課	31
第21	警察本部会計課	32

IV 監査人からの意見（提言）

財政課	34
-----	-------	----

平成30年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・総論

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.60	財政課	債権管理簿の作成は債権管理事務の基本であり、根幹である。特に、債権の時効管理にとって、債権管理簿に、債権の発生年月日や発生原因、収納状況等の情報を集約しておくことが重要である。その重要性に鑑み、長崎県は昭和42年10月1日付けで総務部長名により通知された「債権の管理について」において、債権管理簿の記載事項を詳細に定めている。 にもかかわらず、本監査において、各所管課の債権管理簿あるいはそれに準じる台帳を閲覧したが、ほとんどの債権管理簿は「債権の管理について」が定めている記載事項を満たしていなかった。 長崎県においては、全庁的に、債権管理簿あるいはそれに準じる台帳を再検証し、「債権の管理について」が定める記載事項を満たすように改めるべきである。（指摘事項）	（措置済） 未収金対策検討会議や普通会計定期監査等にかかる研修会で、適切な債権管理簿のあり方について周知を図るとともに、関係課に対しては、債権管理簿の是正状況等を確認したところでありませ。今後は、年度当初における担当者への説明や、マニュアルの整備等で周知徹底を図ってまいります。	
p.61	財政課	平成27年9月15日付け財政課長名で通知された「長崎県債権管理規程の運用について」3・（2）・ では、「法令に依拠しない、いわゆる実務上の取り扱いにより分割納付等を実施している所管課にあっては、安易に適用しないよう運用の改善を図る」とされているものの、本監査において、ほとんどの所管課が法令（地方自治法施行令171条の6、債権管理規程第12条）が定める手続きを経ることなく、債務者の申し出により月額数千円といった少額の分割金の納付を受ける「いわゆる実務上の取り扱いによる分割納付」（以下「実務上の分割納付」という。また、「分納誓約」などと呼ばれることもある。）を適用していた。 この実務上の分割納付は、債務の弁済にかかる債務者からの誠実な意思であったとしても、法的位置づけが曖昧なものである。そのため、分割納付が履行されなかった場合に、債務者に履行を義務づける法的根拠が明確ではない。 したがって、実務上の分割納付は安易に適用しないよう、改めて周知、徹底すべきである。（指摘事項）	（措置済） 未収金対策検討会議や普通会計定期監査等にかかる研修会等で実務上の分割納付は安易に適用しないよう、改めて周知徹底いたしました。	
p.61	財政課	地方自治法施行令171条の2によれば、普通地方公共団体の長は、債権について、地方自治法231条の3第1項等の規定による督促をした後相当の期間を経過しても履行されない場合、保証人が付いているときは、保証人に対して履行を請求しなければならない。 しかしながら、本監査において散見されたのが、主債務者が保証人に対する請求を拒んでいるからとか、主債務者が少額ではあるが分割納付を続けているため、等の理由により保証人への請求を速やかに行っていないケースである。結果、保証人が有名無実化してしまい、その担保的機能が全く働かなくなってしまっている。 保証人を付した債権について、主債務者が履行しない場合には、速やかに保証人への請求を行うよう、周知、徹底すべきである。（指摘事項）	（措置済） 未収金対策検討会議や普通会計定期監査等にかかる研修会等で、保証人を付した債権について、主債務者が履行しない場合は、速やかに保証人への請求を行うよう、周知徹底いたしました。 なお、今後は各課の取扱いを踏まえ、保証人への請求に対する標準的な取扱いを定め、マニュアルに盛り込んでまいります。	
p.62	財政課	「長崎県債権管理規程の運用について」3・（1）・ は、「地方自治法等に基づき分割納付や履行期限の延長等の判断を行う際は、以下の項目を基本に財産調査（任意調査）を行う」としており、この方針は、長崎県債権管理規程4条の趣旨に照らせば、地方自治法等に基づかない分割納付、すなわち、上記実務上の分割納付であっても同様のはずである。 しかしながら、実務上の分割納付を適用している所管課において、監査人が適切と評価しうる財産調査を行っている所管課は皆無に等しく、債務者の自己申告した財産状況等を基に、安易に分割納付の適用を判断していた。 したがって、やむを得ず実務上の分割納付を適用する際にも、「長崎県債権管理規程の運用について」3・（1）・ に従い適切な財産調査を行うべきである。（指摘事項）	（措置未済） 未収金対策検討会議や普通会計定期監査等にかかる研修会等で分割納付をする際は、適切な財産調査を行うよう、改めて周知を図りました。 なお、実務上の分割納付を適用する場合の財産調査にかかる標準的な取扱いについては現在検討中です。	今後は、関係課ヒアリング及び他県調査の結果を踏まえ、財産調査に係る標準的な取扱いについて、未収金対策検討会議等で対応を定めてまいります。 また、その内容については、年度当初における担当者への説明や、マニュアルの整備等で周知徹底を図ってまいります。
p.62	財政課	債務者や連帯保証人等が死亡した場合に、十分な相続人調査を行わず、一部の知れたる相続人だけに請求を行ったり、分割納付の誓約を求めたりしている所管課が多く見受けられた。 金銭債権などに代表される可分債権は、遺産分割を経ずとも相続開始によって当然に各共同相続人の相続分に応じて直接承継されるものと解されている（最一小判昭和29年4月8日、最三小判昭和30年5月31日、最判平成16年4月20日等）のであるから、適切な相続人調査を行わないと、相続人の範囲や相続した債務額が明らかにはならない。 したがって、債務者等が死亡した場合には、速やかに適切な相続人調査を行うよう、周知、徹底すべきである。（指摘事項）	（措置済） 未収金対策検討会議等で相続人調査に係る手順を示し、債務者等が死亡した場合には、速やかに適切な相続人調査を行うよう、周知徹底いたしました。今後は、相続人調査に対する標準的な取扱いを定め、マニュアルに盛り込んでまいります。	

平成30年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第1 政策企画課

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.78	政策企画課	10,000円の分割返済の契約であるところ、債務者と10,000円以下の少額な分納を求める交渉をして、3,000円や2,000円の少額な分納を随時受けているが、債権管理簿には納付日・納付金額以外の経緯の記載が全くない。債権管理簿からは、交渉過程や納付方法変更の概略すら読み取れない。 本件において、少額な分納を随時受けることになった経緯については、債権の管理上必要な事項である。契約と異なる納付方法となっている場合は、その経緯の概略を債権管理簿に記載しておくべきである。（指摘事項）	(措置済) 「債権管理について」(昭和42年10月1日42財第218号総務部長通知) 8才(15)に記載のとおり、履行延期に関する事項などについては債権管理簿に記載する必要があることから、債権管理簿に少額での分納を認める旨を記載することとしました。	
p.79	政策企画課	示談締結後4年以上もの間履行がなされていなかった(最初の履行が平成26年7月の3,000円)のに、定期的に自宅訪問をするなど相当な労力をかけている。 担当者は、債務者が不定期な仕事に従事しており、収入が少なく、税の滞納等もあるという経済的な理由から、示談どおりの履行がなされなかったという債務者の言い分を把握していたが、電話・訪問等での聞き取り、催促を繰り返している。 経済的な理由から履行困難であると判断される場合は、令第171条の5第3号に基づく徴収停止の手续や、令第171条の6第1号に基づく履行延期の特約をするなど、催促の繰り返しによる行政資源の節約を図る方策を講じることが望ましい。（意見）	(措置済) 現在は電話での督促により、債権の回収に努めておりますが、今後はより効率的な債権回収を検討してまいります。 また、債務者が履行困難な状況等になった場合には、法令の規定に基づく、徴収停止や免除等について適切な処理を検討してまいります。	
p.79	政策企画課	最初の履行時期から10年近く経過しているにも関わらず、155,323円の債権のうち46,323円しか回収できていないが、変わらず定期的に文書や電話等の催促を繰り返し行っており(平成30年3月までに電話催告52回、家庭訪問等27回)、行政資源の節約ないし費用対効果の観点から問題がある。 債務者が無資力ないしそれに近い状態で将来の履行の見込がないことが認められる場合は、令第171条の6第1号に基づく履行延期の特約を経た上で、令第171条の7第1項に基づく免除をするなど、将来にわたり行政資源の節約を図る措置を検討することが望ましい。（意見）	(措置済) 現在は電話での督促により、債権の回収に努めておりますが、今後はより効率的な債権回収を検討してまいります。 また、債務者が履行困難な状況等になった場合には、法令の規定に基づく、徴収停止や免除等について適切な処理を検討してまいります。	

平成30年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第2 生活衛生課

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.81	生活衛生課	<p>債務者は、事業を停止して再開の見込みがなく、めぼしい財産も有していないと考えられるが、履行期限から1年以上を経過しても、徴収停止の 手続について十分な検討がされていない。 普通地方公共団体の長は、債権について、その督促、強制執行その他保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない（地方自治法240条2 項）、督促後相当期間経過しても履行されない債権については、徴収停止、履行延期特約、免除の手続などを認める事情があれば、それらの手続を 検討しなければならない。 本ケースでは、「法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなき、かつ、差し押えることができる財産の価額 が強制執行の費用をこえないと認められるとき」に該当しうると考えるが（地方自治施行令171条の5第1号、長崎県債権管理規程第10条）、徴収停 止の要件を満たすかどうかについて十分な検討がされていない。 当該債権については、法令に従い、徴収停止の手続を検討すべきである。（指摘事項）</p>	<p>(措置未済) 私債権であり、地方税などのような広範かつ強力な調査権がないことから、これまでは債務者からの聞き取りによる資産状態をもとに納付催告を行って きました。 指摘を受け、まずは徴収停止の要件を満たすものかを客観的に示すため、資産の現状について、債務者からの承諾を得たうえで、自治体、金融機関に対し課税状況及び財産状況、債務者にかかる 経営許可の有無を調査することとし、その結果を踏まえ、徴収停止が可能であるか検討を行ってまいります。</p>	<p>財産調査等にかかる債務者の承諾を得た後に、資産状態を把握したうえで、徴収停止の要件を満たし、停止が可能なものかの結論を、令和元年度中を目途に出す予定です。</p>

平成30年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第3 廃棄物対策課

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.83	廃棄物対策課	債務者の財産調査につき、不動産の調査について不十分な点があった。平成28年になって、A社元代表者の不動産が存在することが、元代表者の申告によって判明した。元代表者の不動産調査は既に行っていたが、前住所地での名寄帳取得などの調査は行っていなかった。 <u>重要な資産である不動産については、債務者の前住所地に対しても調査を行うことが望ましい。(意見)</u>	(措置済) 過去の住所地について改めて調査を行った結果、新たな不動産等は確認していません。 今後、既に調査を行った過去の住所地についても、相続等による新たな資産取得の可能性があることから、定期的な調査を行ってまいります。 また、現住所地である北九州市については、当初から本調査に非協力的でしたが、弁護士相談を踏まえて改めて調査協力を行ったところ、協力を得ることができ、債務者に年金収入、土地および建物があることが明らかになりました。今後、これらに対し差押を行ってまいります。	
p.84	廃棄物対策課	複数年にわたり、費用徴収金が発生し、今後も発生する見込みである。担当課は、平成29年から、強制執行により徴収した金額を、比較的少額な年度のものに充当し、債権数を減らすように取り扱っている。担当課は、国税徴収法に則り、弁済に関しては債務者の利益を考慮するという見解に立っている。なお、地方税法14条の5においては、本税優先原則が規定されている。また、民法489条1号、2号は、法定充当の順を規定し、国税徴収法基本通達においても、民法489条2号及び3号に準じて処理することを求めている。 これらの法令の趣旨に照らすと、充当については、債務者の弁済の利益が多いものに先に充当すべきではないかとの疑問が生じる。また、充当方法について、将来、債務者との間で紛争が発生する可能性もないとはいえない。 この点について、担当課は延滞金が複数の債権であっても同一の率で求められ、金額的に差異が生じない点、複数の債権を残しておくよりも件数を減らすことが、滞納者の側に立って見た場合、債務の管理がし易い点で債務者の弁済の利益に繋がるとして、充当のルールを設定している。 <u>複数の債権がある場合の充当の順序については、債務者はじめ対外的な理解を得るため、債務者の弁済の利益をどのように考慮したルールとしているのか、積極的に説明していくことが望ましい。(意見)</u>	(措置済) 充当ルールについては、国税徴収法、基本通達などの文献に従い、債務者の弁済の利益を第一に考え設定していたが、明文化していなかったことからこれを行い、常時、対外的に説明可能な体制をとっております。 また、債務者への説明については、直接説明する機会が極めて限られているため、配当計算書を送付する際に添付する滞納額明細書に、充当ルール及び弁済の利益についての説明を令和元年5月分より追加しております。 今後、議会等においても、必要に応じ積極的に説明を行ってまいります。	

平成30年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第4 福祉保健課

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.88	福祉保健課	債権管理簿において必要な記載事項が記載されていない。長崎県債権管理規程及び「債権の管理について」では、債権管理簿の記載要領として様々な事項が定められている。しかし、福祉保健課が管理する債権管理簿として提出した「生活保護債権管理台帳」は、債権管理規程の定める債権管理簿の記載要領に従った記載がなされていないものが散見された。具体的には、債権管理簿において「発生年月日」の欄には債権が発生した日又は県に帰属した日を記載することとされているが、「発生年月日」欄に何らの記載もされていない管理簿が存在した。 また、債権管理簿における「債権の消滅」の欄には、「履行の方法」の欄に対応させて、それぞれの履行期限ごとに債権の履行された（収入された）年月日ごとに別行に収入された元本、利子、延滞金等を記載するものとされている。福祉保健課の「生活保護債権管理台帳」において「債権の消滅」に対応する欄は、「収納の状況」と記載された部分であると思われるが、この「収納の状況」の欄には、提出された管理簿のうち1件を除いた全てにおいて収入の日付が記載されていなかった。 さらに、長崎県債権管理規程5条2項では、債権管理簿に記載した債権について、管理に関する事務処理に必要な措置をとったとき又はその管理に関する事実で当該事務処理上必要があると認められるときは、そのつど遅滞なくこれらの内容を記載しなければならないとされ、福祉保健課の「生活保護債権管理台帳」においては「徴収方針」と記載された欄に上記の事項を記載すべきであると考えられるところ、提出された管理簿全てにおいて、督促状況等債権管理で必要と思われる記載がなされていなかった。 債権管理簿は、県の財産である債権を適正かつ効率的に管理するために最も基本となる帳簿である。特に、上記で指摘した債権の発生年月日、収入状況における日付の特定、督促状況等の記載は、当該債権の時効完成時期や時効中断事由の有無等、時効管理に必要な情報であり、それらの記載不備は債権管理体制上、問題がある。 <u>長崎県債権管理規程に従い、債権管理簿に必要な記載事項を正しく記載し、適正な債権管理を行うべきである。（指摘事項）</u>	(措置済) 債権管理簿については、長崎県債権管理規程に従い、記載項目を満たすよう処理を行いました。	
p.89	福祉保健課	同一人物の同一債権について、債権管理簿が複数作成されている。抽出した債権のうち1件について、同一人物の同一債権であるにもかかわらず、債権管理簿が複数作成されているものが見受けられた。県担当者によれば、多年度に渡っていたため複数となっていたとのことである。 債権管理簿が複数作成されていることにより、返済計画や入金状況の把握が一義的に明らかではない記載となっている。特に、収納日の記載については複数の債権管理簿に不規則に記載されていることから、どの履行期限に債権の履行がなされたかを、複数の債権管理簿を照合しても正確には読み取ることができない。 「債権の管理について」第2・8・オ・(1)によれば、債権管理簿の記載要領として、原則として債権ごとに作成するものとされており、事務の複雑化を避け債権の適正かつ効率的な管理のためには、同一債権者に対する同一債権は一つの債権管理簿にまとめて記載すべきである。 <u>長崎県債権管理規程及び「債権の管理について」に従い、同一債権者に対する同一債権の債権管理簿は、一つの債権管理簿にまとめ、適正な債権管理を行うべきである。（指摘事項）</u>	(措置済) 債権管理簿については、長崎県債権管理規程に従い、記載項目を満たすよう処理を行いました。	
p.89	福祉保健課	債権の管理に係る資料が複数に渡っており、情報が集約されていない。ヒアリングの結果、法63条返還金債権及び法78条徴収金債権の管理については、福祉保健課から提出された「生活保護債権管理台帳」の他、各債務者に対する督促や催告、家庭訪問の状況等が記載されている「個人台帳」、債権管理を担当する非常勤職員が作成する「業務日誌」、各債務者の歳入状況が分かる「歳入徴収簿」など、多数の台帳等が存在することが分かった。 しかし、これらの複数の資料は集約されておらず、債権管理簿だけを見ても、当該債権の時効完成時期はいつか、時効中断事由の有無、最終収納日、督促状交付の有無やその時期などは分からず、それぞれの各資料を確認しなければならない状況である。定期的に人事異動等により債権管理担当者が一定周期で交代することが予定されている状況において、ミスを防ぎ適正かつ効率的に管理するためには、複数の資料を集約し統合して、債権管理に必要かつ基本的な情報を債権管理簿に記載することが必要である。 <u>債権管理に係る複数の資料等を集約し、債権管理簿上で債権管理に必要な情報を統合させ、適正な債権管理を行うべきである。（指摘事項）</u>	(措置済) 債権管理簿については、長崎県債権管理規程に従い、記載項目を満たすよう処理を行いました。	
p.90	福祉保健課	返還決定通知書原本の写し等の保管がなされていない。法63条返還金債権、法78条徴収金債権の債権発生日は、いずれも返還決定通知日であると考えられるが、この返還決定通知書に関して、原本の写し等の保管がなされていないケースが見られた。 返還決定通知書は債権発生に関する処分証書であり、債権発生日を直接裏付ける資料である。特に、福祉保健課においては債権管理簿上で債権発生日が確認できないケースも見られたことから、返還決定通知書等債権の発生に係る処分証書については、少なくとも当該債権が消滅するまでの管理継続期間中、控えを資料として保管すべきである。 <u>返還決定通知書等の債権の発生・消滅に係る処分証書については、少なくとも当該債権が消滅するまでの管理継続している期間内は、控えを資料として保管すべきである。（指摘事項）</u>	(措置済) 今後発生した返還決定通知等の処分証書の写し等については、債権が消滅するまでの管理継続期間中はPDF化し、組織共有されたファイル等に保存することとし、適切な保管に努めてまいります。	

平成30年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

包括外部監査の結果報告・各論

第4 福祉保健課

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.90	福祉保健課	<p>抽出した10件の債権のうち、3件については既に消滅時効が完成している。今回不作為に抽出した10件の債権（公債権）のうち、最終納付日から既に5年が経過し、その間に時効中断の措置が執られていなかった債権が3件存在した。</p> <p>これらの債権について消滅時効が完成してしまった原因は、債務者の死亡後、相続人調査を速やかに行わなかったことや、相続人調査が不十分であることにより相続人の確知が出来ず、適切に請求できなかったことなどにあると考えられる。</p> <p>また、債権管理簿上に債権の発生日付、収入状況における日付の特定、督促状況等の記載など、当該債権の時効完成時期や時効中断事由の有無等、時効管理に必要な情報が適切に記載されていないことも、原因となったと考えられる。</p> <p><u>債権の時効管理を適切に行い、時効完成前に裁判所上の請求等、民法所定の時効中断の手続を行うべきである。（指摘事項）</u></p>	<p>（措置済）</p> <p>債権管理簿については、管理規程に従い、記載項目を満たすよう令和元年中を目処に改善するとともに、今後発生した事案については、時効完成前に裁判所上の請求等を行い、時効中断手続きを徹底するよう努めてまいります。</p>	
p.90	福祉保健課	<p>債務者が死亡した場合の相続人調査、相続放棄の確認等が十分に行われていない。今回不作為に抽出した10件のうち、1件において、債務者の死亡後、その法定相続人である1人から分割納付を受けているケースがあった。しかし、債務者の死亡後の相続人調査は、担当者が口頭で他の相続人の存在や相続放棄の状況を聴取したのみで、戸籍調査や相続放棄申述受理証明書等の確認をしておらず、債務者を相続したのが分割納付をしている相続人だけであると断定できる状態ではない。</p> <p>福祉保健課が扱う債権は金銭債権であるが、金銭債権などに代表される可分債権は、遺産分割を経ずとも相続開始によって当然に各共同相続人の相続分に応じて直接承継されるものと解されている（最一小判昭和29年4月8日、最三小判昭和30年5月31日、最判平成16年4月20日等）。</p> <p>したがって、債務者が死亡した場合、当該債権はそれぞれの法定相続人の相続分に応じて直接承継されることが考えられる。仮に、他の法定相続人が相続放棄をしていなかった場合には、その相続人からの回収可能性についても検討すべきであるし、その相続人に対しても債権の時効消滅を防ぐための措置をしなければならないところ、当初の相続人調査が十分に行われていないためこれらの事情は全く検討されていない。そのため、本ケースでは、債務者死亡後に一部の法定相続人へのみ請求を行い、他の法定相続人には何らの請求を行っていないことから、他の相続人との関係においては既に消滅時効が完成していると考えられる。</p> <p><u>相続人の調査は戸籍等を元に相続関係図を作成するなどして、正確な把握に努めるべきである。また、相続放棄の確認を行う際には、法定相続人より相続放棄申述受理証明書の提出を求めるなどして正確に確認すべきである。（指摘事項）</u></p>	<p>（措置未済）</p> <p>債権管理簿に必要な事項を漏れなく記載するとともに、相続放棄について正確な確認を行うため、相続人調査を行っております。</p>	<p>令和元年中を目処に、未作成の相続関係図の作成等を行い、適切な債権管理に努めてまいります。</p> <p>また、必要に応じて相続放棄申述受理証明書の提出を求めてまいります。</p>

平成30年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第5 医療人材対策室

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.93	医療人材対策室	<p>長崎県債権管理規程5条は、「部局の長は、その所管に属する債権で、次の各号に掲げるものについては、それぞれ当該各号に定める時期に債権管理簿（様式第1号）に記載しなければならない。</p> <p>ただし、様式第1号に基づき債権管理に必要な事項を記載した独自の管理簿に代えることもできる。」と定めているが、医療人材対策室が債権管理簿として用いている様式には、次の項目を記載する欄が設けられていない。</p> <p>ア「発生年度」、イ「種類」、ウ「名称」、エ「発生年月日」及び「消滅年月日」、オ「債務の履行の方法」、カ「債権の消滅」、キ「納入通知」、ク「債権の管理に関する事項」及び「備考」</p> <p>債権の「発生年月日」は時効管理の基本情報であるが、当該室の債権管理簿上、その記載欄がないため、確認できないものがある。</p> <p>「債務の履行の方法」欄が設けられていないため、当該室の債権管理簿上、債務者が決められた分割納付の条件を履行しているのかなど、履行状況が確認できない。</p> <p>「債権の管理に関する事項」や「備考」欄が設けられていない（あるいは十分な記載がされていない）ため、当該室の債権管理簿では、誰が弁済しているのか（主債務者か連帯保証人か）など債権の消滅、時効管理に必要な情報が確認できなかったり、債務者が破産免責決定を受けているなど債権放棄に関わる情報が確認できなかったり、債権管理上必要な情報が集約できていない。</p> <p>債権管理簿は、長崎県債権管理規程5条が定める様式第1号に基づき債権管理に必要な事項を記載したものにすべきである。（指摘事項）</p>	<p>（措置済）</p> <p>収入未済者の債権管理簿については、長崎県債権管理規程に定める項目を満たすように改善を行いました。</p>	
p.94	医療人材対策室	<p>債務者に対する催告の手続きが遅い。当該債権について最初に調定されたのは平成9年4月であり、同年12月には督促の手続きが執られている。</p> <p>同督促による履行期限は20日以内のはずであるが（長崎県財務規則163条）、次に債務者へ連絡がされているのは、かかる履行期限から5か月近くが経った平成10年4月に入ってからである。同月の連絡は債務者の母に対してなされ、債務者が失踪していることが判明している。</p> <p>その後、債務者の母へ連絡されているのは、5年以上が経過した平成15年6月のことであり、その間、債務者の関係者等へ連絡が取られた記録はない。</p> <p>履行期限経過後の速やかな催告等は、債権回収の実効性を高めるものである。</p> <p>履行期限までに履行されなかった場合には、債務者等に対し、速やかに催告等を行うべきである。（指摘事項）</p>	<p>（措置済）</p> <p>本事案については、既に債務者に督促を行っており、債務者が失踪した後は連帯保証人に請求を行っていましたが、今後同様の事例が発生した場合は、福祉保健関係「債権の管理に関する基本方針」に基づき、速やかに債務者等へ催告を行ってまいります。</p>	
p.95	医療人材対策室	<p>平成9年12月に督促を行っても債務者からは何ら返還されておらず、さらに、平成10年4月には債務者の失踪を把握していたにもかかわらず、2名の連帯保証人への請求等が速やかに行われていない。連帯保証人のうち1名への連絡は、債務者の失踪を知ってから6年も経過した平成16年8月に入ってからであり、もう1名の連帯保証人への連絡は、さらに7年が経過した平成23年11月のことである。</p> <p>普通地方公共団体の長は、債務者に履行遅滞があるときは、期限を指定して督促しなければならない（地方自治法施行令171条）、督促後相当期間を経過しても履行されないときは、保証人に対して請求しなければならないとされている（地方自治法施行令171条の2第1号）。</p> <p>連帯保証人に請求を行う具体的な時期は、法令等に特に規定はないが、本ケースにおいては債務者が失踪してしまっており、債務者本人からの速やかな履行が見込めないのは明らかであるから、遅くとも、失踪を把握した時点では連帯保証人への請求を検討して然るべきである。連帯保証人にとっても、長期間滞納が続き、延滞金等が膨らんだ後に請求されると、大きな不意打ちを受けることになる。連帯保証人への通知等を長期間怠った場合、その後の請求が権利濫用として認められないとする裁判例もある（広島地方裁判所福山支部平成20年2月21日判決）。</p> <p>本ケースにおいて、平成23年11月に連絡を受けた連帯保証人は、貸与申請書に残された自身の署名、押印を示されても保証したことを否認しているが、かかる申請は貸与開始前、平成3年ころのことであり、そこから20年も経過していることからすると、否認されてもやむを得ないと思料する。</p> <p>債務者本人からの履行の見込みが立たない場合には、速やかに連帯保証人への請求等を行うべきである。（指摘事項）</p>	<p>（措置済）</p> <p>本事案については、本人及び連帯保証人のうち1名へ再度請求等（納付書送付）を行い、本人から支払いの意思表示がありました。</p> <p>今後同様の事例が発生した場合は、速やかに連帯保証人へ請求を行ってまいります。</p>	
p.95	医療人材対策室	<p>平成16年10月より連帯保証人（実父）が分納することとなったが、返済計画書等の書面が作成されていない。</p> <p>返済計画書等を作成しておくことは、債務者等との分納条件を明確にし、債務者等に分納を意識付けることにも繋がる。また、分納の期限どおりに履行されなかった場合には、速やかに催促等を行うことが債権回収の実効性を高める。</p> <p>債務者や連帯保証人から分納の申出を受けた場合は、速やかに返済計画書等を作成すべきである。（指摘事項）</p>	<p>（措置済）</p> <p>本事案については、債務者本人に返済計画書を送付していたことが確認できましたが、連帯保証人に対しては確認できなかったことから返済計画書を作成し、送付しました。</p> <p>今後同様の事例が発生した場合は、同時に返済計画書を作成してまいります。</p>	
p.96	医療人材対策室	<p>平成17年12月に、債務者が県外の病院で勤務を始めたことが判明した。にもかかわらず、債務者の母から受けた「臨時採用で正式採用になるか分からない」という説明のみで、安易に分納の継続を認めており、債務者本人からの聴取や資力証明書等による資力調査を行っていない。</p> <p>債務者等の支払能力に変化が生じた場合には、速やかに適切な資力調査を行うべきである。（指摘事項）</p>	<p>（措置済）</p> <p>本事案については債務者に改めて聴取したところ、経済的に困窮しており、増額納付は困難であることから、分割納付はやむを得ないと判断しました。</p> <p>今後、同様の事例が発生した場合は、速やかに資力調査を行ってまいります。</p>	

平成30年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

包括外部監査の結果報告・各論

第5 医療人材対策室

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.96	医療人材対策室	平成21年10月ころ、債務者と連絡が取れるようになったが、その際、債務者が平成9年に自己破産し免責決定を受けていることを知り、そのことだけで債務者への請求はできないと判断している。 しかしながら、破産法253条1項6号は、「破産者が知りながら債権者名簿に記載しなかった請求権（当該破産者について破産手続開始の決定があったことを知っていた者の有する請求権を除く。）」については、破産免責の効力が及ばないとしているところ、県は、債務者が自己破産手続きをとった平成9年当時、そのことを知らなかったようであり、債務者が県の債権を債権者名簿に記載していない可能性が十分にある。そうすると、県の債務者に対する債権には免責の効力が及んでいない可能性がある。 <u>県の債権が破産免責されるか否かについて再調査、再検討すべきである。（指摘事項）</u>	（措置済） 地方裁判所に債権者名簿が保存されていないか平成23年に確認したところ、書類は破棄された可能性が高いとのことで、確認できませんでした。 今回の指摘を受け、債務者本人にも確認しましたが、本人には免責の有無について記憶がなく、書類も紛失しておりました。 以上から本人及び連帯保証人に対して請求してまいります。	
p.97	医療人材対策室	債務者に対しては、平成30年5月に電話が掛けられ、支払いについて意思確認をしているが、催告の手続きが遅い。 債務者は、平成29年4月以降、履行計画書にしたがった弁済ができていないのであるが、債務者への連絡がなされたのは、その1年後である。 <u>履行期限までに弁済がなされなかった場合には、債務者に対し、速やかに催告等を行うべきである。（指摘事項）</u>	（措置済） 本事案は、債権徴収人に依頼し、債務者本人から定期的に納入が見込める状況となりました。 今後同様の事例が発生した場合は、福祉保健関係「債権の管理に関する基本方針」に基づき、速やかに債務者等へ催告を行ってまいります。	
p.97	医療人材対策室	債務者は、平成29年4月以降、履行計画書にしたがった弁済ができていなかったが、連帯保証人A（債務者の母）に対して電話で連絡をとったのは、その1年後の平成30年5月である。その上、Aに対する電話の内容は、債務者が返還できないと述べているので、返還通知をさせていただいてよろしいかという、いわば「返還伺い」に止まっている。また、連帯保証人B（債務者の叔父）に対しては、電話での連絡すらとっていない。 これらの点についての問題点は、普通地方公共団体の長は、督促後相当期間を経過しても債務が履行されないときは、保証人に対して請求しなければならないとされているため（地方自治法施行令171条の2第1号）、平成30年5月になされた連帯保証人への連絡は遅いと言わざるを得ず、連帯保証人に対する請求は、同月の時点で、既になされているべきであった。 <u>債務者本人からの履行の見込みが立たない場合には、速やかに連帯保証人への請求等を行うべきである。（指摘事項）</u>	（措置済） 本事案は、債権徴収人に依頼し、債務者本人から定期的に納入が見込める状況となりました。 今後同様の事例が発生した場合は、速やかに連帯保証人へ請求を行ってまいります。	
p.90	医療人材対策室	債務者は、平成18年に自己破産手続をとっているが、債務者の自己破産後も、平成29年9月まで、連帯保証人ではなく債務者から分割納付を受けており、納付がなされなくなった後も連帯保証人に対する請求等がなされていない。 本ケースでは連帯保証人が存在し、平成19年から平成21年頃には、連帯保証人に対する文書督促がなされているが、それ以上の請求等はなされていない。自己破産が債務者の経済的更正を支援し生活再建を支える制度であることに照らせば、自己破産手続後も、保証人に請求するのではなく、債務者に対して納付書を送付し納付を促すことは、前記制度趣旨に反するものであり、望ましくない。 <u>自己破産手続をとるなど、債務者に返還困難な事情が生じた場合には、速やかに連帯保証人に対する請求等を行うべきである。（指摘事項）</u>	（措置済） 本事案については、連帯保証人へ請求を行いました。 今後同様の事例が発生した場合は、速やかに連帯保証人へ請求を行ってまいります。	

平成30年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第6 障害福祉課

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.101	障害福祉課	知的障害者施設入所負担金につき、債権管理簿の記載が極めて不十分であった。 債権管理簿に記載されるべき、債権の「種類」、「債務者の住所」、債権の「発生日」、「発生原因」、「納入通知」、「督促状」等の記載がない。また、少額に分納を不定期に受け続けているにも関わらず、「債権の消滅」欄には、平成14年までの分納しか記載されていない。債権管理簿からは、債権の全体像を把握することができず、債権管理上問題がある。 障害福祉課は、児童保護費保護者負担金について、債権管理簿に代えて「児童保護措置負担金管理票」という書式で債権管理をしている。数千円程度の少額な分納を受けている債務者が複数いるが、上記管理表には分納された金銭について、記載されていないものが散見された。別途作成されている「債権管理台帳」には分納の受領金額が記載されているが、どの債権に充当されたものか、充当の結果、債権残高がいくらになったのかが明らかではない。 <u>「債権の管理について」に詳しく規定されている債権管理簿の記載方法を遵守すべきである。</u> <u>分納を受けた場合は、債権の一部消滅であるから、消滅額を記載し、充当された債権を特定し、債権残高が分かるよう、債権管理簿に記載しておくべきである。（指摘事項）</u>	(一部措置) 知的障害者施設入所負担金の債権管理簿については、債権の「種類」、「債権者の住所」、「債権の発生日」、「発生原因」、「納入通知」、「督促状」等を記載し、債権管理簿の記載方法を遵守した整備に努めてまいります。 児童保護費保護者負担金の債権管理については、分納を受けた場合に消滅額等を記載し、債権残高が分かるよう、債権管理簿の記載方法を遵守した整備に努めてまいります。	整備済でない児童保護費保護者負担金の債権管理簿については、長崎県債権管理規程に従い、令和元年中を目処に整備を進めてまいります。
p.102	障害福祉課	少額に分納を受けているケースがあるが、強制徴収公債権であるにも関わらず、財産調査や滞納処分を検討した形跡がない。 <u>強制徴収公債権につき、督促状を送付した後、相当の期間を経過してもなお全部の履行がなされない場合は、特段の事情がない限り、財産調査を行った上、滞納処分の手続きをとるべきである。（指摘事項）</u>	(措置未済) 財産調査及び滞納処分については、他債権の状況を参考に検討してまいります。	特段の事情がない限り、財産調査を行った上、滞納処分の手続きを検討するよう努めてまいります。
p.102	障害福祉課	保護措置等をとられた本人が債務者となっている場合が複数あったが、「児童保護措置負担金管理票」には、「扶養義務者」欄に本人の名前が記載されている。本人あるいは扶養義務者、いずれの立場として費用負担義務が発生しているのか、債権の発生原因に関わる事項であるにもかかわらず、「児童保護措置負担金管理票」上は不明確である。 <u>保護措置等をとられた本人が費用負担義務者となる場合は、債権管理簿上、そのことを明らかにしておくべきである。（指摘事項）</u>	(措置済) 本人が費用負担義務者となっている児童保護措置負担管理票について、「扶養義務者」欄を「費用負担義務者」欄と訂正しました。 今後、保護措置等をとられた本人が費用負担義務者となる場合など、費用負担義務者を確認したうえで、債権管理簿に記載するよう努めてまいります。	
p.102	障害福祉課	少額に分納を受けているケースが多いが、費用負担者となっている者に対して催促をするのではなく、その親族に対してのみ催促をしたり、親族からのみ分納を受けたりしているケースが散見された。そのうち、本人からの債務確認書を徴していないケースもあった。本人から分納を受けず、債務確認書も徴していない場合、親族から分納を受けていても時効が中断せず、時効消滅している可能性がある。 <u>債務者から弁済されず、債務確認書も徴していない場合、滞納処分等の時効中断の手続きをとっておくべきである。</u> <u>公債権であるので、時効期間が経過しているものについては、速やかに不納欠損処分をすべきである。（指摘事項）</u>	(措置未済) 滞納処分等の時効中断の手続きについては、他債権の状況を参考に検討してまいります。	債権者の状況により、時効の中断の手続きを検討し、時効期間が経過しているものについては、不納欠損処分を行うよう努めてまいります。
p.103	障害福祉課	強制徴収公債権であるにも関わらず、債務者やその親族からの聴取以外、財産調査をしておらず、滞納処分を検討した形跡もない。福祉的観点から滞納処分等を行っていないものと思われるが、本人は児童福祉施設等を退所しているケースが全てであり、滞納処分等は当然検討されるべきと考えられる。また、強制徴収公債権については履行延期の特約等はできない扱いとなっており（「債権の管理について」第2・6・イ）、時効中断の観点からも、滞納処分が必要と言える。 <u>強制徴収公債権につき、督促状を送付した後、相当の期間を経過してもなお全部の履行がなされない場合は、特段の事情がない限り、財産調査を行った上、滞納処分の手続きをとるべきである。（指摘事項）</u>	(措置未済) 財産調査及び滞納処分については、他債権の状況を参考に検討してまいります。	特段の事情がない限り、財産調査を行った上、滞納処分の手続きを検討するよう努めてまいります。
p.103	障害福祉課	証拠書類等の管理が極めて不十分である。 昭和から平成10年ころまでに発生した債権が大半であるが、平成20年以前の証拠書類等がほとんど無い。時効中断措置が行われているか不明であるし、法的手続により回収をしようとした場合、裁判手続を維持できない可能性も高い。 <u>収入未済となっている債権については、証拠書類や交渉履歴等を確実に保管しておくべきである。（指摘事項）</u>	(措置済) 今後は証拠書類や交渉履歴等の適切な保管に努めてまいります。	
p.104	障害福祉課	債権管理簿に、最初の督促状発送の記載がない。最初の督促には時効中断効があるため、時効の起算点が債権管理簿からは不明確になっている。 <u>時効の起算点を明らかにするため、債権管理簿には初回の督促状発送日を記載しておくべきである。（指摘事項）</u>	(措置済) 今後は債権管理簿の初回の督促状発送日欄への記載を徹底いたします。	
p.104	障害福祉課	過払年金の返還義務を負うのは、原則として受給権者の相続人であるが、受給権者死亡後速やかに相続調査等をしておらず、返還請求が遅れている事例が散見された。 <u>年金受給権者の死亡により発生した過払年金の存在が判明した場合、できるだけ速やかに相続調査を行い、債務者となる相続人を確定し、当該相続人に対する返還請求を行うべきである。（指摘事項）</u>	(措置済) 過払年金の存在が判明した場合は、速やかに相続調査を行い、債務者となる相続人を確定し、返還請求を行ってまいります。	

平成30年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第7 原爆被爆者援護課

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.109	原爆被爆者援護課	<p>返還義務者の特定の調査が不十分である。</p> <p>本件では、A死亡後も健康管理手当がA名義の銀行口座に振り込まれている。後述するように、本件債務は、不当利得に基づく返還債務（民法703条）であると考えられ、返還義務を負うのは実際に亡Aの健康管理手当を利得していた者と考えられるが、本件においてはA死亡後の銀行口座を管理していた者が誰か、実際に健康管理手当を利得していた者が誰かの特定が十分になされていない。にもかかわらず、当初はBを債務者として調定しており、その後Bの妻であるCへの債務者変更の手続きを行い、以後Cから返還を受けている。なお、債務者変更の手続きのきっかけとなったCからの誓約書については、その文言からは、本来の返還義務を負う債務者がBであるのか、Cが債務引受や第三者弁済などいかなる法的根拠に基づいて返済義務を負うのか、などが不明である。債務者の特定は、時効の管理等についても重要な意味を持つ。本来の債務者ではない第三者からの弁済を受領していても、債務者との関係では時効の中断効はなく、時効が進行してしまうからである。</p> <p>本ケースでは、平成24年、BからCに債務者を変更する際、県の顧問弁護士に相談するなどしており、その時点で法的検討を行ったようであるが、債権が発生した当初、調定する時点では、債務者の特定や支払義務の法的根拠につき十分な調査・検討が行われていたとは言えない。</p> <p><u>今後発生する債権については、債権発生時、調定を行う時点で、法的根拠を明確にしつつ、債権の発生原因や債務者特定の調査を適切に行うことが望ましい。（意見）</u></p>	<p>（措置済）</p> <p>平成25年度から、住民基本台帳ネットワークシステムと原爆被爆者管理システムの突合を行うことにより、死亡届未届けによる過支給が発生しないよう改めており、その後は過支給は発生していません。</p> <p>万が一過支給が発生し、返還が必要となった場合には、債務者特定の調査を適切に行い、適正な債権管理に努めてまいります。</p>	
p.111	原爆被爆者援護課	<p>分割納付の判断の際に、基本的な財産調査を行っていない。</p> <p>「長崎県債権管理規程の運用について」によれば、地方自治法等に基づき分割納付の判断を行う際には、金融機関に対する取引状況の照会等の財産調査（任意調査）を行うこととされている。また、財産状況の把握のため、債務者（滞納者）本人への聴取による資料提出を求めることとされている。さらに、法令に依拠しない実務上の取扱いにより分割納付等を実施している所管課にあっては、安易に適用しないよう運用の改善を図ることとされている。</p> <p>本件においては、平成17年に履行延期特約を承認しており、その際には所得証明書の提出を求めるなど基本的な財産調査が行われている。しかし、履行延期特約どおりの支払を受けることが出来なくなった後は、法令に依拠しない実務上の取扱いによる分割納付を受けており、この分割納付の判断の際には、B及びCからの聴取のほかに、課税証明書や源泉徴収票等本人の財産状況が明らかとなる資料の提出を求めたりするなど、客観的な財産調査を行っていない。</p> <p><u>安易に法令に依拠しない実務上の取扱いによる分割納付は避けるべきであり、また「長崎県債権管理規程の運用について」に基づき、分割納付を実施する場合には、債務者の財産状況が明らかとなる資料の提出を求めるなど、財産調査を行い慎重に検討し、その結果や調査状況を債権管理簿に記載すべきである。（指摘事項）</u></p>	<p>（措置済）</p> <p>平成25年度から、住民基本台帳ネットワークシステムと原爆被爆者管理システムの突合を行うことにより、死亡届未届けによる過支給が発生しないよう改めており、その後は過支給は発生していません。</p> <p>万が一発生し分割納付が必要となった場合には、法令に則って財産調査等を適切に実施するとともに、正式な履行延期の特約の手続きをとって実施することといたします。</p> <p>また、調査状況や債権管理の状況は債権管理簿に記載し、適正な債権管理に努めてまいります。</p>	

平成30年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第9 こども家庭課

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.115	こども家庭課	児童扶養手当過払債権管理台帳において、同一人物の同一債権について、債権管理簿が複数作成されているものが見受けられた。県担当者によれば、現在使用している債権管理台帳システム上の問題で複数の債権管理簿が作成されることとなっている、とのことであった。債権管理簿が複数作成されていることにより、返済計画や入金状況の把握、督促状況が債権管理簿を確認しても一義的に明らかではない記載となっている。 長崎県債権管理規程によれば、債権管理簿の記載要領として、原則として債権ごとに作成するものとされており、事務の複雑化を避け債権の適正かつ効率的な管理のためには、同一債権者に対する同一債権は一つの債権管理簿にまとめて記載すべきである。 同一債権者に対する同一債権の債権管理簿は、一つの債権管理簿にまとめ、長崎県債権管理規程に従い正しく記載し、適正な債権管理を行うべきである。（指摘事項）	（措置未済） 現在使用している児童扶養手当システムはシステム上の問題で債権管理簿が複数作成されるため、当面は別途管理簿を作成し対応することとし、新たに発生する債権については適正な債権管理を行ってまいります。	現在使用している児童扶養手当システムの改修を行い、令和2年度を目処に同一債権について、一つの債権管理簿にまとめて記載いたします。
p.115	こども家庭課	債務者及び保証人に対する督促の手続きが取られていない。 督促は、私法上の債権については地方自治法施行令171条に基づき行うものであるところ（「債権の管理について」第2・1・ア）、地方公共団体は債権について履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定して督促しなければならない（地方自治法171条）、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならないとされている。そして、地方自治法施行令171条を受けた長崎県財務規則163条では、督促は、督促日から起算して20日以内の期限を指定した督促状によってしなければならないとされている。 また、保証人の保証がある債権については、督促後相当期間を経過しても履行されないときは、保証人に対して請求しなければならないとされている（地方自治法施行令171条の2第1号）。 しかし、本ケースにおいては、当初督促状や催告状を送付していたものの、債務者及び保証人らに対して上記に定める地方自治法令及び財務規則に基づく督促手続きが取られていない。 履行期限経過後、速やかに督促手続を行うことは債権回収の実効性を高めるものである。 履行期限が経過した債権については、地方自治法施行令及び長崎県財務規則に従い、債務者及び保証人に対して速やかに督促手続を行うべきである。（指摘事項）	（措置未済） 現在使用している母子寡婦福祉資金システムはシステム上の問題で保証人に対する督促状が作成されないため、当面は手作業で督促状を作成し、債務者及び保証人に督促することとし、新たに発生する債権については適正な債権管理を行ってまいります。	現在使用している母子寡婦福祉資金システムの改修を行い、令和2年度を目処にすべての保証人に対して速やかに督促手続を行ってまいります。
p.116	こども家庭課	保証人への督促の手続きが遅い。債権管理簿を確認すると、指導日の記録が残る平成9年から平成18年間の9年間、保証人に対して督促をした記録がない。保証人の保証がある債権については、督促後相当期間を経過しても履行されないときは、保証人に対して請求しなければならないとされている（地方自治法施行令171条の2第1号）。保証人にいつ請求すべきかは、特に規定はないが、当該債権については昭和62年から一度しか償還のない事案であり、債務者からの履行が見込めないのは明らかであるから、その時点で保証人への請求を検討してしかるべきである。 債務者への督促後、履行の見込みが立たない場合には、速やかに保証人への督促等を行うべきである。（指摘事項）	（措置未済） 債務者への督促後、履行の見込みが立たない場合には、保証人への督促等を行ってまいります。	今後、母子寡婦福祉資金システムの改修を行い、履行の見込みが立たないと判断される債務者について、保証人に対する督促手続きを速やかに行ってまいります。
p.116	こども家庭課	当該債権について、時効中断の手続きが取られておらず、消滅時効が完成している。 本件では、昭和62年に一度償還して以後、債務者及び保証人からの償還はない。本債権は、私債権であると考えられるが、県として民法所定の時効中断の手続き（民法147条）が取られていないことから、既に当該債権（主債務）は消滅時効が完成していると考えられる。 また、債権管理簿から、本件ではA及びBに対して請求書の送付や電話連絡が行われていることが確認できるが、本件の時効管理として、これらの行為には時効中断の効力は生じない。 債権の消滅時効の管理として、時効完成前に裁判上の請求等、民法所定の時効中断の手続きを行うべきである。（指摘事項）	（措置済） 今後は、消滅時効が完成することがないよう法令等に基づき、時効完成前に裁判上の請求等の時効中断の手続きを行い、債権管理の徹底を図ってまいります。	
p.117	こども家庭課	長期間にわたり未収金債権として管理がなされている。 本件は、前述したように昭和62年に一度償還がなされているのみであり、債権発生からすでに約33年が経過したケースである。これまでに時効中断の手続きも取られておらず、保証人からの履行の期待はできない。また債務者及び保証人からの時効援用に係る意思の確認もできない。債権を管理し続ける管理コストは発生する一方で債権回収の可能性は低く、経済性の観点からは現状の管理が継続することには疑問がある。 かかるケースにおいては、「権利の放棄に係る議決を求める基準」に従い、財産調査等を行った上、権利の放棄等を行うことも検討することが望ましいと考える。 長期間にわたり未収金となっている債権で、保証人からの履行が期待できず、当事者からの時効援用に係る意思の確認ができないようなケースにおいては、「権利の放棄に係る議決を求める基準」に従い、必要に応じて財産調査等を行った上、権利の放棄等を検討することが望ましい。（意見）	（措置済） 長期間にわたり未収金債権として管理され、履行が期待できない債権については、財産調査等を行ったうえで債権放棄について今後検討してまいります。	
p.118	こども家庭課	保証人に対して督促の手続きが取られていない。 督促は、私法上の債権については地方自治法施行令171条に基づき行うものであるところ（「債権の管理について」第2・1・ア）、地方公共団体は債権について履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定して督促しなければならない（地方自治法171条）、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならないとされている。そして、地方自治法施行令171条を受けた長崎県財務規則163条では、督促は、督促日から起算して20日以内の期限を指定した督促状によってしなければならないとされている。 また、保証人の保証がある債権については、督促後相当期間を経過しても履行されないときは、保証人に対して請求しなければならないとされている（地方自治法施行令171条の2第1号）。 しかし、本件においては、少なくとも債権管理簿に記録されている平成18年以降現在まで、保証人に対して上記に定める地方自治法令及び財務規則に基づく督促手続きが取られていない上、法令によらない事実上の催告や督促手続も取られていない。 本件では、債務者であるAが、県担当者に対して保証人に連絡や督促をしないでほしいと強く希望したことが債権管理簿から明らかであるが、債務者が強く希望したことをもって債権者が保証人に対して督促手続をしないとすれば、保証人制度そのものが意味をなさないとと言える。 履行期限が経過した債権については、地方自治法施行令及び長崎県財務規則に従い、債務者及び保証人に対して速やかに督促手続を行うべきである。（指摘事項）	（措置済） 債務者が保証人に連絡や督促をしないでほしいと強く希望したことから、保証人に督促を行っていませんでしたが、保証人に対しても督促手続を行うことといたしました。 今後は、履行期限が経過した債権については、債務者だけでなく、保証人に対しても速やかに督促を行うよう今後検討してまいります。	

平成30年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

包括外部監査の結果報告・各論

第9 こども家庭課

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.118	こども家庭課	<p>債務者の自己破産後も、本人名義又は連帯借主名義の納付書を債務者に送付し、債務者から分割納付を受けている。</p> <p>債務者であるAは、生活困窮を理由に平成21年5月に自己破産手続をとり、その後、平成28年9月からは生活保護を受給している。県は、Aの自己破産手続後も、本人名義の納付書を債務者に送付し納付を促している。県は、自己破産手続をしているAに対して請求することはできないとAに説明するものの、Aの求めに応じて納付書の名義を行方不明の連帯借主Bの名義に変更してAに送付しており、結局、Aが納付することを前提に納付書を送付しているといえる。この納付書の送付は、Aが生活保護を受給した平成28年9月以降も同様に続けている。</p> <p>本件では、Aが、県担当者に対して保証人に連絡や督促をしないでほしいと強く希望したという事情はあるものの、保証契約の成立に問題がないこと、自己破産が債務者の経済的更正を支援し生活再建を支える制度であること、そして生活保護が生活困窮者に対して必要な保護を行い健康で文化的な最低限度の生活を保障する制度であることに照らせば、保証人に何ら請求することもなく自己破産手続後もAに対して納付書を送付し納付を促すことは、前記制度趣旨に反するものであり、望ましくない。</p> <p>債務者は無資力又はこれに近い状態にあるときであるというべきであり、履行延期の手続をとり、収入状況に変化がないようであれば、債務免除の手続をとることが望ましい(地方自治法施行令171条の6第1号、長崎県債権管理規程12条、15条)。</p> <p>自己破産手続を取った債務者に対しては、履行延期の手続をとり、その後の収入状況に変化がないようであれば債務免除の手続を取ることが望ましい。(意見)</p>	<p>(措置済)</p> <p>債務者及び連帯借主の状況を調査してまいります。その結果、債務者は無資力又はこれに近い状態にあるときであるというべきであれば、履行延期の手続をとることとし、さらに収入状況に変化がないようであれば、債務免除の手続をとることについて今後検討してまいります。</p>	

平成30年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第10 経営支援課

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.122	経営支援課	<p>債務者（法人）に対する督促の手続きが遅い。</p> <p>当該債権について、最初に調定されたのが昭和40年9月であるが、同年10月には債務者（法人）が操業を停止し、最初の督促の手続きが取られたのは昭和41年12月で、調定から1年以上経過した後に行われている。督促は、私法上の債権については地方自治法施行令171条に基づき行うものであるところ（「債権の管理について」第2・1・ア）、地方公共団体は債権について履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定して督促しなければならず地方自治法施行令171条）、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならないとされている。そして、地方自治法施行令171条を受けた長崎県財務規則163条では、地方自治法施行令171条の規定による督促は、督促日から起算して20日以内の期限を指定した督促状によってしなければならないとされている。</p> <p>しかし、当該債権については、昭和40年の償還が全くなかったにもかかわらず、同年中に令及び財務規則に定められた督促手続が取られていない。</p> <p>履行期限経過後、速やかに督促手続を行うことは債権回収の実効性を高めるものである。</p> <p>履行期限が経過した債権については、地方自治法施行令及び長崎県財務規則に従い、債務者に対して速やかに督促手続を行うべきである。（指摘事項）</p>	<p>（措置済）</p> <p>本事案については、昭和41年12月に地方自治法施行令等に従い督促手続を行いました。以降、文書、訪問及び電話による催告を継続的に行い、現在では連帯保証人の相続人から全額償還する旨の確約を得て、誠実かつ定期的に償還実行されております。</p> <p>また、新たに履行期限が経過した債権について、地方自治法施行令及び長崎県財務規則に従い、債務者に対して速やかに督促手続を行っており、今後も適切に対応してまいります。</p>	
p.122	経営支援課	<p>連帯保証人への督促の手続きが遅い。</p> <p>債務者（法人）は、二度目の貸付の翌年である昭和40年10月には操業を停止しているため、この時点で債務者（法人）からの回収はほぼ見込めない状況になったといえるが、連帯保証人の一人であるCへ最初に連絡したのは、昭和43年12月になってからであり、この時点で、債務者（法人）の操業停止からは3年以上が経過している。</p> <p>督促については前述したとおりであるが、保証人の保証がある債権については、督促後相当期間を経過しても履行されないときは、保証人に対して請求しなければならないとされている（地方自治法施行令171条の2第1号）。</p> <p>連帯保証人にいつ請求すべきかは、特に規定はないが、当該債権については債務者（法人）が操業停止していることから、債務者からの履行が見込めないのは明らかであり、その時点で連帯保証人への請求を検討してしかるべきである。</p> <p>債務者への督促後、履行の見込みが立たない場合には、速やかに連帯保証人への請求等を行うべきである。（指摘事項）</p>	<p>（措置済）</p> <p>本事案については、連帯保証人である法人代表者に対し文書催告、訪問及び電話による催告を継続的に行い、少額ながら誠実に償還が実行されてきたため、もう1人の連帯保証人Cに対する請求の時機が遅延したものです。</p> <p>また、法人代表者の死亡後も、その相続人から定期的に償還が実行されております。</p> <p>今後はこのようなことがないように、延滞が発生した債権については、債務者への督促後、履行の見込みが立たない場合には、すべての連帯保証人に対し速やかに督促を行ってまいります。</p>	
p.123	経営支援課	<p>連帯保証人の相続人調査、相続放棄の確認等が十分に行われていない。</p> <p>債務者（法人）の代表者であり連帯保証人の1人であるAは、平成28年に死亡している。Aの死亡時の法定相続人は、現在償還をしているDを含め2名存在する。当該債権は、金銭債権であるが、金銭債権などに代表される可分債権は、遺産分割を経ずとも相続開始によって当然に各共同相続人の相続分に応じて直接承継されるものと解されている（最一小判昭和29年4月8日、最一小判昭和30年5月31日、最判平成16年4月20日等）。</p> <p>したがって、Aが死亡した場合、当該債権は法定相続人の相続分（本件ではDの相続分は2分の1）に応じて直接承継されると考えられる。</p> <p>本ケースにおいて、D以外の相続人が相続放棄をしている場合には、連帯保証人Aの債務は全てDが相続することになるが、仮にD以外の相続人が相続放棄をしていない場合には、Dは当該債務の2分の1のみを承継することになる。</p> <p>しかし、本ケースでは、D以外の相続人の相続放棄の確認が記載されておらず、Dとの間で、本来Dには法的に支払義務のないかもしれない残債務全額についての債務確認書を徴求している。</p> <p>また、連帯保証人Cについても、昭和50年頃に死亡しているが、正確な死亡時を確認しておらず、平成20年度に住民票調査は行われているものの、相続人調査が不十分である。Cに相続人が存在した場合には、その相続人からの回収可能性について検討すべきところ、相続人調査が行われていないため、回収可能性についても全く検討されておらず、人的担保として全く機能していない。</p> <p>債務者や連帯保証人が死亡した場合には、速やかに相続人調査を行うべきである。（指摘事項）</p>	<p>（措置済）</p> <p>本事案については、連帯保証人Aの死亡時に相続人Dのみと協議を行い「もう1人の相続人と相談のうえ、相続放棄をせずにDが全額償還することとした」旨を確認し、債務承認書を徴取していたため、共同相続人の相続放棄について直接調査を行っていなかったものです。</p> <p>また連帯保証人Cについては、住民票調査を行ったものの除票の保存期間を経過していたため、これ以上の相続人調査が不能となったものです。</p> <p>現在、新たに債務者や連帯保証人の死亡が判明した場合には、速やかに相続人調査及び相続放棄の確認を行っておりますが、今後も適切に対応してまいります。</p>	
p.124	経営支援課	<p>債務者（法人）の代表者であり連帯保証人の一人であるAが、平成28年に亡くなり、平成29年にAの子どもであるDから債務確認書を取得し、返済計画書を作成したが、その返済計画書の作成名義が不明確である。</p> <p>平成29年にDとの間で交わされた債務確認書は、5年ごとにDに支払われる生命保険を債務返済に当てることが記されたものとなっている。</p> <p>しかし、かかる債務確認書の記載からは、債務の承認（民法147条）としては認められるものの、今後の分納条件を明確に記載したものと認められない。</p> <p>また、返済計画書についても、債務確認書と一体である書類であることを示す割り印やDの署名、押印がなく、返済計画書の作成名義がDであると一見して明らかではない。</p> <p>返済計画書等を作成しておくことは、債務者等との分納条件を明確にし、債務者等に分納を意識付けることにも繋がる。また、分納の期限どおりに履行されなかった場合には、速やかに催促等を行うことが債権回収の実効性を高める。</p> <p>債務者や連帯保証人と分納の取り決めをした際には、速やかに分納の条件を明らかにした返済計画書等を作成すべきである。また、返済計画書等は、署名押印を求めるなどして、作成名義が明らかとなる体裁で作成すべきである。（指摘事項）</p>	<p>（一部、措置済）</p> <p>今後、債務者と分納の取り決めをした際には、速やかに分納の条件を明らかにしたうえ、署名押印を求めるなどして、作成名義が明らかとなる体裁で徴取するよう改めました。</p>	<p>本事案については、令和元年度中に、分納の条件を明らかにしたうえ、作成名義が明確となる体裁で作成した返済計画書を徴取します。</p>

平成30年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第10 経営支援課

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.124	経営支援課	<p>債務者及び連帯保証人に対して速やかに督促の手続きが取られていない。</p> <p>本ケースでは、平成12年6月に10,000,000円の償還があったものの、次の償還期限である平成13年6月には予定通りの償還を受けられず、その後は連帯保証人であるAに対して電話催告などを行っているが、BやCに対する督促手続きが速やかに取られていない。</p> <p>督促は、私法上の債権については地方自治法施行令171条に基づき行うものであるところ（「債権の管理について」第2・1・ア）、地方公共団体は債権について履行期限までに履行しない者がいるときは、期限を指定して督促しなければならない（地方自治法171条）、履行期限までに履行しない者がいるときは、期限を指定してこれを督促しなければならないとされている。</p> <p>そして、地方自治法施行令171条を受けた長崎県財務規則163条では、督促は、督促日から起算して20日以内の期限を指定した督促状によってしなければならないとされている。また、保証人の保証がある債権については、督促後相当期間を経過しても履行されないときは、保証人に対して請求しなければならないとされている（地方自治法施行令171条の2第1号）。</p> <p>しかし、本ケースにおいて督促手続きが取られたのは平成19年10月であり、債務者及び連帯保証人らに対して上記令及び財務規則に基づき速やかに督促手続きが取られていない。</p> <p>履行期限経過後、速やかに督促手続きを行うことは債権回収の実効性を高めるものである。</p> <p>履行期限が経過した債権については、地方自治法施行令及び長崎県財務規則に従い、債務者及び連帯保証人に対して速やかに督促手続きを行うべきである。（指摘事項）</p>	<p>（措置済）</p> <p>本事案については、延滞発生前から債務者である法人の代表者（連帯保証人A）と償還方法にかかる協議を継続して行っていたため、書面による督促手続の時機が遅延してしまったものです。その後、連帯保証人のうちA B 2名が時効を援用し、Cについては住民票調査を行ったものの除票の保存期間を経過していたため、これ以上の相続人調査が不能となったもので、今後、債権放棄に向けた検討を行うこととしております。</p> <p>今後はこのようなことがないように、履行期限が経過した債権については、地方自治法施行令及び長崎県財務規則に従い、債務者及び連帯保証人に対して速やかに督促手続きを行ってまいります。</p>	
p.125	経営支援課	<p>当該債権について、時効中断の手续が取られておらず、消滅時効が完成している。</p> <p>本ケースでは、平成12年に10,000,000円を償還して以後、債務者及び連帯保証人からの償還はなく、平成18年、平成19年に担保物件競売による配当から約3,200,000円を回収したのみで、その後償還等は行われていない。</p> <p>主債務者との間では、平成21年4月に債務に関する残高確認書を取得しているが、その後、県として民法所定の時効中断の手續（民法147条）が取られていないことから、既に当該債権（主債務）は消滅時効が完成していると考えられる。</p> <p>また、連帯保証人との関係では、Aとの間で平成21年4月に債務に関する残高確認書を取得しているが、平成22年9月以降、A及びBは電話連絡や文書での連絡、催告にも応じなくなり、A及びBの住所に直接訪問も行っているが面談できずに月日が経過し、残高確認書を取り交わしてから5年以上経過した平成28年1月22日に、A及びBから当該連帯保証債務について消滅時効の援用の意思表示を受けた。</p> <p>本ケースの時効管理として、連帯保証人A及びBに対する電話連絡や文書催告等を行っているものの、催告のみでは時効中断の効力は生じず（民法153条）、催告後6か月以内に裁判上の請求等を行わなければならない。このほか、債務者や連帯保証人らに対して民法所定の時効中断の手續（民法147条）が取られていないことから、当該債権（主債務）及び連帯保証債務について消滅時効が完成してしまったものである。</p> <p>債権の消滅時効の管理として、時効完成前に債務承認や裁判上の請求等、民法所定の時効中断の手續を行うべきである。（指摘事項）</p>	<p>（措置済）</p> <p>現在は、怠りなく債務承認等の手續を行っており、今後も時効完成前に債務承認や裁判上の請求等、民法所定の時効中断の手續を行い、債権の消滅時効の管理について適切に対応してまいります。</p>	

平成30年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

包括外部監査の結果報告・各論

第11 雇用労働政策課

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.128	雇用労働政策課	<p>債権管理簿の記載が不正確である。</p> <p>債権管理簿によると、債権の名称を記載すべき名称欄には「認定訓練助成事業費補助金」と記載されている。</p> <p>また、債権の発生日を記載する欄には、契約解除を行った「平成26年12月9日」の日付が記載されているが、一方で債権発生の状況を記載する欄には、本件債権の調定を行った「平成28年1月18日」の日付が記載されている。</p> <p>本件債権は、委託契約に基づく違約金請求債権であり、「認定訓練助成事業費補助金」ではなく、本債権管理簿に記載されている内容は事実と異なっている。「債権の管理について」によれば、債権の名称は、発生年度及び債務者とともに、その債権が特定するよう具体的に記載することとされていることから、本件債権についても事実に基づく正確な記載がなされるべきである。</p> <p>また、同じく「債権の管理について」によれば、債権発生状況を記載する欄については、修学資金等のように一会計年度において同種、同名称の債権が数回にわたって発生したもののについて、その発生日ごとに内訳を記載するものとされていることから、本件のように調定状況を記載する欄とは異なると考えられる。</p> <p>債権管理簿の記載内容は、債権を管理する上で基本となる情報を正格に整理し把握するために重要となることから、正確な記載を行う必要がある。</p> <p>債権管理簿は、「債権の管理について」の定めに基づき、正確な記載を行うべきである。（指摘事項）</p>	<p>（措置済）</p> <p>債権管理簿については、債権の名称を「空調設備保守点検業務委託にかかる契約解除違約金」に、債権発生の状況を「平成26年12月9日」に改めています。</p>	
p.128	雇用労働政策課	<p>相続人調査が不十分である。</p> <p>A社は、株式会社であるが、その実情は代表取締役が1名のみの株式会社であり、株式の100%を代表取締役が有しているが、その代表取締役は平成27年9月に亡くなっており、県担当者からの聴取では、平成28年8月頃に代表取締役の長男から、相続放棄を行った旨電話で聴取したとのことであり、相続人の全てが相続放棄したとの認識であった。</p> <p>しかし、代表取締役の法定相続人について戸籍調査をしておらず、また、代表取締役の配偶者や子どもらに対して相続放棄申述受理証明書の提出を求めるなど実際に相続放棄がなされていることの確認もしていないのであるから、代表取締役の法定相続人全てが相続放棄し、本件では相続人が不在であると断定できる状態にはない。</p> <p>本件の債権管理担当者は、法人の財産調査及び登記簿の確認等は行っているものの、本件は株式の100%を亡くなった元代表取締役が保有していたことから、その株式を相続した相続人が存在するか否かを調査する必要がある。また、本債権は私債権であり、仮に本件においてこのまま債務の支払いを誰からも受けられず消滅時効期間が経過し、権利の放棄を検討すべき時期が来た場合、時効の援用権者の存否及びその時効援用の意思の確認をしなければならないことから、当該株式の相続人の調査が必要である。</p> <p>相続人の調査は戸籍等を元に相続関係図を作成するなどして、正確な相続人の把握に努めるべきである。また、相続放棄の確認を行う際には、相続放棄申述受理証明書などにより正確に確認すべきである。（指摘事項）</p>	<p>（一部、措置済）</p> <p>既に戸籍謄本を取り寄せ、相続関係図については作成済みであります。</p> <p>今回の指摘は代表取締役の死亡後に、代表取締役の長男から相続放棄を行った旨を聴取したことで相続人全てが相続放棄したと誤認し、戸籍調査まで行う必要はないとの認識があったことが原因であります。</p> <p>今後はこのような誤りがないよう十分注意し、適正な事務の執行に努めてまいります。</p>	<p>令和元年度中に、相続放棄申述受理証明書を確 認し、正確な相続放棄の確認を実施します。</p>

平成30年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第12 水産経営課

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.131	水産経営課	<p>当該債権については、債務者死亡後の昭和61年5月、同人の相続人（債務者の子）Cに対して督促状を発し、その後も繰り返し督促状を発しているが、Cは、平成9年5月に48,000円を弁済した後は、平成15年9月、平成16年8月に各5,000円、平成17年9月に2,000円を弁済したのみで、平成26年ごろには行方不明になっている。当該債権については、連帯保証人AとBがあり、連帯保証人Bが平成12年7月に死亡していたことが平成27年2月になって判明し、同年8月には、連帯保証人Aも死亡していることが判明したが、同人らに対する催告等は、平成27年2月3日まででなされていなかった。</p> <p>地方公共団体は、債務者に履行遅滞があるときは、期限を指定して督促しなければならない（地方自治法施行令171条）、督促後相当期間を経過しても履行されないときは、保証人に対して請求しなければならないとされている（地方自治法施行令171条の2第1号）。Cが上記の弁済しかできていないことに照らせば、本ケースにおいても、連帯保証人らに対して弁済請求を行い、その後速やかに催告を行うべきであった。債務者による長期滞納が続き、延滞金等が膨らんだ後に請求を受けることになれば、連帯保証人にとって不意打ちとなるし、また、連帯保証人への通知等を長期間怠った場合、その後の請求は権利濫用として認められないとする裁判例もある（広島地方裁判所福山支部平成20年2月21日判決）。 債務者からの履行の見込みが立たない場合には、速やかに連帯保証人への請求等を行うべきである。（指摘事項）</p>	<p>（措置済）</p> <p>昭和61年以後平成6年まで督促状を送付しております（債権管理簿に十分な記載をしていなかったため、債権管理についての詳細資料で確認しました）。ただし、連帯保証人のうちAについては昭和61年当時から行方不明となっていたため、同人の母親に面談するも判明せず、平成4年以後は母親宅に督促状を送付するとともに、所在確認に努めました。連帯保証人Bについては督促状を送付した昭和61年当時から生活保護受給中のため回収困難な状況にありました。その後、A及びBの死亡が判明しましたので、今後とも債務者の子Cの行方及び連帯保証人A及びBの相続人の存否・所在について調査を行って弁済請求につなげるとともに、今後、同様の案件が発生した場合には速やかに連帯保証人への請求を行い、債権管理簿については、経過が把握できるよう詳細な記録に努めてまいります。</p>	
p.132	水産経営課	<p>当該債権については、債務者死亡後の昭和61年5月、Cに対して、債務全額を請求する督促状を発している。</p> <p>しかしながら、金銭債権などに代表される可分債権は、遺産分割を経ずとも相続開始によって当然に各共同相続人の相続分に応じて直接承継されるものと解されている（最一小判昭和29年4月8日、最三小判昭和30年5月31日、最判平成16年4月20日等）が、相続人調査が適切になされていないため、債務者の相続人がCのみであるかどうかや、Cが相続した債務の金額が明らかではない。例えば、配偶者や子など相続人の1人が判明したとしても、全ての相続人を明らかにして、各相続人が相続する債務額を明らかにする必要がある。 債務者が死亡した場合には、速やかに相続人調査を行い、各相続人が相続する債務額を明らかにすべきである。（指摘事項）</p>	<p>（措置済）</p> <p>外部監査人ヒアリング後、相続人調査を行うべく準備のため住所調査目的で取得していた戸籍謄本の精査を行ったところ、相続人がC及びその妻（夫婦養子）であることが判明しました。従って各相続人が相続する債務額は2分の1ずつとなります。</p> <p>なお、妻相続分2分の1は、相続時点（昭和61年3月30日）から既に10年以上が経過しており消滅時効が成立しております。Cは、行方が判明していないことから、その妻を通じ現況を定期的に把握しつつCの行方を追跡して判明次第残債を請求することといたします。</p>	
p.132	水産経営課	<p>県は、昭和60年3月7日に督促状を発し、これにより時効は中断されたものの、その後、弁済がないまま、債務者は、平成3年に破産の免責許可決定を受け、10年の消滅時効期間は経過している。</p> <p>長崎県においては、消滅時効期間が経過した私法上の債権で援用の意思が確認できないケースでは、債務者が所在不明で財産がない場合、又は破産の免責許可を受けた場合などは、地方自治法96条1項10号に規定する権利の放棄に係る議決を求めるとされている（「権利の放棄に係る議決を求める基準」）。</p> <p>本ケースでは、上記権利の放棄に係る議決を求める要件は充足しているといえる。 本ケースにおいては、連帯保証人からも債務の弁済が期待できない場合には、権利の放棄に係る議決を求めることを検討するのが望ましい。（意見）</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成30年度は、連帯保証人B（故人）の相続人に複数回面談して保証債務の履行を求めましたが、平成31年4月までに全相続人から相続放棄の申述書が提出されました。一方、連帯保証人Aも保証債務について消滅時効を援用したことから、権利放棄について検討してまいります。</p>	
p.133	水産経営課	<p>当該債権は、昭和59年12月20日を償還期限とする分滞納が発生し、連帯保証人への督促は、昭和61年5月1日、同年11月5日になされているが、その後は、債務者の破産免責許可の決定日（平成3年1月7日）の約1年2か月後（平成4年3月）まででなされておらず、償還期限からは既に7年以上が経過している。</p> <p>地方公共団体は、債務者に履行遅滞があるときは、期限を指定して督促しなければならない（地方自治法施行令171条）、督促後相当期間を経過しても履行されないときは、保証人に対して請求しなければならないとされているため（地方自治法施行令171条の2第1号）、本ケースにおいても、債務者の破産申立て以前に、連帯保証人に対して弁済請求を行い、その後速やかに催告を行うべきであった。</p> <p>本ケースでは、平成4年3月に督促を受けた連帯保証人Aは、保証契約の成立を否認している。保証契約日は昭和57年1月20日であり、連帯保証人Aが督促状を受領した時点では、既に10年以上経過しているため、連帯保証人に対する督促等が速やかに行われなかった場合には、保証否認がなされることは容易に想定し得ることである。 債務者からの履行の見込みが立たない場合には、速やかに連帯保証人への請求等を行うべきである。（指摘事項）</p>	<p>（措置済）</p> <p>連帯保証人Aに対しては、昭和62年から平成2年3月まで定期的に督促を行ってまいりました（債権管理簿に十分な記載をしていなかったため、債権管理についての詳細資料で確認しました）。</p> <p>本事案は平成31年4月までに権利放棄を議会に求める基準を満たすことになったため、今後連帯保証人への請求は行わないものとしますが、今後、同様の事案において債権管理簿については、経過が把握できるよう詳細に記録するよう努めてまいります。</p>	
p.133	水産経営課	<p>平成4年3月に連帯保証人らに督促状を発したことで、連帯保証契約については時効中断の効力が発生したといえるが（地方自治法236条4項）、その後も面談を行うのみで、10年の時効期間は経過し、面談は時効期間経過後も繰り返し行われている。本ケースでは、連帯保証人からの回収の見込みは乏しく、連帯保証人Aについては、当初から、保証契約の成立さえも否認していること、時効援用の意思表示がなされれば債務が消滅することを考慮すれば、面談を繰り返すなどのコストをかけてまで、債権を管理し続ける実益は乏しいと言える。 本ケースでは、連帯保証人についても、権利の放棄に係る議決を求めることを検討するのが望ましい。（意見）</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成31年4月までに連帯保証人B（故人）の全相続人から相続放棄の申述書が提出されました。一方、連帯保証人Aも保証債務について消滅時効を援用したことから権利放棄について検討してまいります。</p>	

平成30年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第12 水産経営課

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.134	水産経営課	連帯保証人Bは、時効期間経過後の平成28年12月に死亡し、相続人調査の結果、法定相続人は妻と3名の子（長女、二女及び三女）であることが明らかとなった。妻と長女は相続放棄を行ったことを確認したが、二女と三女の相続放棄の有無については、確認がなされていない。 債務者が死亡した場合には、速やかに相続人調査を行い、法定相続人を明らかにするとともに、相続放棄の有無を確認することによって、相続によって債務を負担する者及び各人が負担する債務額を明らかにすべきである。（指摘事項）	（措置済） 平成30年度中に、連帯保証人Bの相続人調査を実施し、第1順位（妻子）から第3順位（兄弟姉妹及びその子）までの法定相続人まで明らかにしました。 その後、連帯保証人Bの相続人全員（妻と3名の子（ご指摘の二女及び三女を含む。）のみならず第3順位相続人までの全員）から相続放棄の申述書が提出され、相続人がいないことが明らかになりました。	
p.134	水産経営課	債務者は、平成9年12月22日、残債務824,000円について、平成10年2月より毎月20,000円を分納する旨申し出ているが、その際、債務者の財産調査などはなされていない。 長崎県債権管理規程によれば、地方自治法施行令171条の6の規定により履行期限を延長する場合には、知事の承認を受けなければならない（12条2項）、また、必要な財産調査を行わなければならないとされている（同条3項）。ここでいう「必要な財産調査」とは、金融機関に対する取引状況の照会、法務局に対する不動産登記事項証明書の申請、市町に対する住民税及び固定資産税の照会、運輸局に対する普通自動車の照会等を指している（「長崎県債権管理規程の運用について」・3・（1））。 本ケースにおける分納の承認は、法令に依拠しない実務上の措置であり、知事の承認はもちろん、財産調査も行われていないが、このような実務上の履行延期や分割納付については、安易に行わないよう運用の改善を図るとされている（「長崎県債権管理規程の運用について」）。 法令に依拠しない履行延期による分納を認めるに当たっては、「長崎県債権管理規程の運用について」を踏まえ、少なくとも、債務者の同意を得て財産調査を行い、分納を認めるかどうか、及び、分納の金額や期間について、かかる財産調査の結果を踏まえて慎重に決定すべきである。（指摘事項）	（措置済） ご指摘を踏まえ、同様の事例においては分納を認める場合は、これまで実施してきた漁協の協力による業況把握等のほか債務者の同意を得て財産調査を行ってまいります。	
p.135	水産経営課	県は、連帯保証人Aに対し、主債務者との関係性や粗暴性を理由にして、督促を行っていない。しかしながら、連帯保証人への請求等は、その者の性格・性質等に関わらず行わなければならない。 連帯保証人への請求等は、その者の性格・性質等にかかわらず、画一的に行うべきである。（指摘事項）	（措置済） 今後は、同様の事態が発生した場合、債権者側からの保証人の差替え提案などの対応を検討したうえで連帯請求人への請求を行ってまいります。本事業については左欄指摘事項の背景及び本人の申し出があり、連帯保証人Aへの接触を控えておりました。	
p.135	水産経営課	連帯保証人Bは平成11年2月に死亡しているが、相続人調査を行っていないため、相続によって債務を負担する者が明らかにされていない。平成11年当時、債務者によって一部の弁済がなされていた時期であるが、債務者による債務の一部弁済がなされていることは、相続人調査を行わない理由にはならない。 債務者又は連帯保証人の死亡が判明した場合には、死亡時に分納がなされているか否かにかかわらず、速やかに相続人調査を行うべきである。（指摘事項）	（措置済） ご指摘を受け、相続人調査を行いました。 今後、債務者又は連帯保証人の死亡が判明した場合には、速やかに相続人調査を行ってまいります。	
p.135	水産経営課	債務者は、平成2年8月23日、平成8年2月22日、平成17年7月22日、平成25年3月12日、平成26年12月17日、平成27年10月29日に、それぞれ償還の確約書ないし償還誓約書に署名、捺印をしているが、償還計画に従った弁済はなされていない。連帯保証人Aとは平成5年、平成10年及び平成22年に面談を実施したが、催告は行っておらず、また、連帯保証人Bについては、関西へ転居していたため面談を実施しておらず、債務者との間で分割弁済の合意が成立しているという理由で、催告も行っていない。 「沿岸漁業改善資金債権保全の手引き」によれば、地方公共団体は、債務者より償還誓約書が提出されずかつ債務者による償還金の延滞期間が6か月を超える場合、又は債務者が提出した償還誓約書による償還が履行されない期間が3か月を超える場合には、連帯保証人に対して、書面により弁済請求を行い、その後、3か月を超えて弁済がない場合には、催告を行うとされているため（第2・2（4）・2）、本ケースのように、債務者より償還計画に従った弁済がなされない場合、連帯保証人に対して弁済請求を行い、その後速やかに催告を行うべきであった。 また、連帯保証人が2名いる場合であっても、連帯保証人ごとに対応を変えるべきではなく、上記弁済請求や催告は、連帯保証人A、Bのいずれに対しても、同様に行うべきである。 さらに、債務者が分納を誓約していたとしても、「沿岸漁業改善資金債権保全の手引き」が定める事情が発生している場合には、連帯保証人に対して、弁済請求や催告を行うべきである。 なお、連帯保証人への通知等を長期間怠った場合、その後の請求は権利濫用として認められないとする裁判例もある。（指摘事項）	（措置済） 今後、債務者及び連帯保証人Aについて面談だけでなく文書による催告及び弁済請求を行うこととしており、連帯保証人Bについても弁済請求を行うこととすべく所在確認を進めております。	
p.136	水産経営課	債務者は、平成2年8月23日、平成8年2月22日、平成17年7月22日、平成25年3月12日、平成26年12月17日、平成27年10月29日に、それぞれ償還の確約書ないし償還誓約書に署名、捺印をしているが、償還計画に従った弁済はなされていない。連帯保証人Aとは平成5年、平成10年及び平成22年に面談を実施したが、催告は行っておらず、また、連帯保証人Bについては、関西へ転居していたため面談を実施しておらず、債務者との間で分割弁済の合意が成立しているという理由で、催告も行っていない。 本ケースでは、債務者に合計6通の償還の確約書ないし償還誓約書を提出させて月額3,000円ないし2,000円での弁済を認めている。履行延期の特約が厳格な要件のもとに認められていることに照らせば、法令に依拠しない履行延期による分納を認めるに当たっては、「債権管理規程の運用に係る基本的な考え方」を踏まえ、少なくとも、債務者の同意を得て財産調査を行い、分納を認めるかどうか、及び、分納の金額や期間について、かかる財産調査の結果を踏まえて慎重に決定すべきである。（指摘事項）	（措置済） 今後は、分納を認める際は、ご指摘を踏まえ、これまで実施してきた漁協の協力による業況把握等のほか債務者の同意を得て財産調査を行ってまいります。	

平成30年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第12 水産経営課

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.137	水産経営課	生活保護が、生活困窮者に対して必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障する制度であることに照らせば、債務者は無資力又はこれに近い状態にあるときであるというべきであり、履行延期の手段をとり、収入状況に変化がないようであれば、債務免除の手段をとることが望ましい（地方自治法施行令171条の6第1号、同条の7、長崎県債権管理規程12条、15条）。（意見）	<p>（措置済）</p> <p>本事案においては、主債務者の履行延期の特約申請が可能か本人の就労状況・生活保護受給状況等について確認を行っているところです。その結果、主債務者が無資力又はこれに近い状態であるという要件を満たせば、履行延期の特約申請を主債務者に勧め、当該手続の後、将来的な債務免除手続も視野に入れて本人の状況を継続的に把握するようにしてまいります。</p>	

平成30年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第13 漁港漁場課

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.139	漁港漁場課	<p>本件においては、速やかに行政代執行の可否について検討することが望ましい。</p> <p>本件債権は、放置廃船の一部が沈没したことから、県がその引揚げを行い、かかる費用をAに支払うよう求めるものである。</p> <p>県は、放置廃船の引揚げを行うにあたり、平成14年1月に行政代執行手続きを行うか否かの検討を行っているが、実施までに相当の時間を要することから行政代執行を行わないこととし、Aとの間で、当該作業を県が任意に代行することに同意しその費用を支払う旨の代行誓約書を取り交わしている。本件債権が私債権として取り扱われているのもこのためである。</p> <p>しかし、長崎県漁港管理条例5条によれば、知事は、漁港の区域内の秩序の維持のため、特に必要があると認めるときは、漁港の区域内に停泊、停留若しくは係留をする船舟、いかだ又は甲種漁港施設に駐停車をする車両若しくは陸置きする船舟に対して移動を命ずることができる、と定められており、本件においてはかかる条例に基づき行政代執行法に基づく行政代執行（2条）も可能であったと考えられる。</p> <p>また、行政代執行の手続きを取る場合に相当程度の期間を要するのは県担当者らが検討したとおりであるが、本件で放置廃船が引き揚げられたのは平成14年5月の下旬であり、沈没してから約半年が経過しているのであるから、行政代執行の手続きであっても遂行し得た期間に相当する。</p> <p>行政代執行法6条により、代執行に要した費用は、国税滞納処分等の例により徴収することができることとされていることから、本件においても行政代執行として引揚げが行われていれば、強制徴収公債権として徴収が可能であったものと思われる。</p> <p>いかなる手段を採るかにより財産調査の権限や徴収権限の強度が異なることから、手続き選択の際には、債権管理という視点も踏まえ、慎重に検討すべきである。</p> <p><u>法律や条例等から行政代執行が可能なケースにおいては、行政代執行手続きを行うか否かを、債権管理という視点も踏まえ、慎重に検討することが望ましい。（意見）</u></p>	<p>（措置済）</p> <p>今後は、法律や条例等から行政代執行が可能なケースにおいては、行政代執行手続きを行うか否かについて、債権管理という視点も踏まえ、慎重に検討してまいります。</p>	
p.140	漁港漁場課	<p>分割納付を認めているが、知事の承認を受けていない。</p> <p>本件においては、平成17年3月から現在まで分割納付が行われているが、債権管理簿上分割納付につき知事の承認を受けた旨の記載がない。</p> <p>債権管理規程12条2項によれば、履行延期の特約又は処分をしようとするときには知事の承認を受けなければならない。また、「長崎県債権管理規程の運用について」によれば、法令に依拠しない実務上の取扱いにより分割納付等を実施している所管にあっては、安易に適用しないよう運用の改善を図ることとされている。</p> <p>本件においては、地方自治法に基づく分割納付ではなく、法令に依拠しない実務上の取扱いにより分割納付を実施しているものと思われるが、前述したとおり本件は行政代執行の実施も念頭に置くべき事案であり、安易な分割納付は避けるべきである。</p> <p><u>履行延期の特約又は処分については原則として知事の承認が必要であり、安易に法令に依拠しない実務上の取扱いによる分割納付は避けるべきである。（指摘事項）</u></p>	<p>（措置済）</p> <p>今後は、履行期限を延期するにあたっては、「長崎県債権管理規程」に基づき、本人から履行延期申請書を徴し、知事の承認を得た上で延期するようにいたします。</p>	
p.140	漁港漁場課	<p>分割納付の判断の際に、基本的な財産調査を行っていない。</p> <p>県担当者によれば、本件においては平成20年にAの財産調査を行ったとされているが、債権管理簿からはいかなる財産調査を行ったかが不明である。</p> <p>「長崎県債権管理規程の運用について」によれば、地方自治法等に基づき分割納付の判断を行う際には、金融機関に対する取引状況の照会等の財産調査（任意調査）を行うこととされている。また、財産状況の把握のため、債務者（滞納者）本人への聴取による資料提出を求めることとされている。さらに、法令に依拠しない実務上の取扱いにより分割納付等を実施している所管にあっては、安易に適用しないよう運用の改善を図ることとされている。</p> <p>本件においては、地方自治法に基づく分割納付ではなく、法令に依拠しない実務上の取扱いにより分割納付を実施しているものと思われるが、分割納付の金額が1年間で1,000円や5,000円といった年があるほど、全体の債権額に比して極めて少額の分割納付がなされている。にもかかわらず、分割納付にあたり、Aからの聴取のほか、課税証明書や源泉徴収票、確定申告書等本人の財産状況が明らかとなる資料の提出を求めたりした事情はなく、少なくとも債権管理簿の記載からは財産調査の実施状況等は把握できない。</p> <p><u>安易に法令に依拠しない実務上の取扱いによる分割納付は避けるべきであり、また「長崎県債権管理規程の運用について」に基づき、分割納付を実施する場合には、債務者の財産状況が明らかとなる資料の提出を求めるなど、財産調査を行い慎重に検討し、その結果や調査状況を債権管理簿に記載すべきである。（指摘事項）</u></p>	<p>（措置済）</p> <p>今後は、分納を認める際は「長崎県債権管理規程」及び「長崎県債権管理規程の運用について」に基づき、確定申告書や源泉徴収票等税務関係書類を提出させ、収入や財産の有無を確認した上で、その結果を債権管理簿に記載し、これを添付して知事承認を得たのち弁済誓約書（分納計画書）を徴して行わせるようにいたします。</p>	

平成30年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第14 農業経営課

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.143	農業経営課	債権管理簿について、長崎県債権管理規程に定める記載要領に従った記載がなされていない。 多くの債権管理簿で、貸付合計金額の記載や、「債務の履行の方法」欄に記載すべき履行期限、償還金額の記載がなかった。これらは特に時効管理の観点から重要な記載事項である。 さらに、多くの債権管理簿の「備考」欄に、保証人や相続人に文書催告等をした旨の記載がなされているが、単に「保証人」「相続人」と記載されているため、複数の保証人や相続人が存在するケースにおいて誰に催告等をしているのか特定できない。かかる記載も、時効管理の重要なものであり、催告等を行った相手を個別具体的に記載すべきである。 <u>債権管理簿については、長崎県債権管理規程に定める記載要領に従った記載をすべきである。（指摘事項）</u>	(措置済) 債権管理簿については、記載要領に従って、催告状況(対象者・日時・方法・内容)及び償還状況を具体的に把握できるよう、対象者ごと(各債務者、各保証人)に記載するよう改めました。 今後は詳細な記載を行い、適正な債権管理に努めてまいります。	
p.143	農業経営課	債務者及び保証人に対する督促の手続きが取られていない。 本ケースでは、平成28年10月に分納を受けた後、Aを相続したDや保証人であるB及びCから返済を受けていない。平成30年5月には、Dより償還計画書の提出を受けており、その内容は同月末より月額1万円分納となっているものの、その後、計画通りの分納はなされていない。 この場合、私法上の債権については、地方自治法施行令171条に基づき督促を行うものであるところ(「債権の管理について」第2・1・ア)、地方公共団体は債権については履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定して督促しなければならない(地方自治法施行令171条)。 そして、地方自治法施行令171条を受けた長崎県財務規則163条では、督促は、督促日から起算して20日以内の期限を指定した督促状によってしなければならないとされている。 また、保証人の保証がある債権については、督促後相当期間を経過しても履行されないときは、保証人に対して請求しなければならないとされている(地方自治法施行令171条の2第1号)。 しかし、本ケースにおいては、分納がなされなくなった平成28年10月以降、債務者及び保証人らに対して上記地方自治法施行令及び長崎県財務規則に基づく督促手続は取られていない。 履行期限経過後、速やかに督促手続を行うことは債権回収の実効性を高めるものであり、特に、本件では平成30年5月に償還計画書の提出を受けているのであるから、かかる償還計画書に基づく分納がなされなかった時点で速やかに督促手続を行うべきであった。 <u>履行期限が経過した債権については、地方自治法施行令及び長崎県財務規則に従い、債務者及び保証人に対して速やかに督促手続を行うべきである。（指摘事項）</u>	(措置済) 本事案については、平成30年10月、12月に償還計画書に基づき分納を行うよう督促しました。 また、新たに履行期限を経過した債権については、債務者及び保証人へ速やかに督促手続を行うよう改めました。 今後は、債権回収の実効性を高めるよう、適正な債権管理に努めてまいります。	
p.144	農業経営課	主債務者及び保証人らによる相保証がなされている。 本ケースの保証人Bは、自身も農業改良資金貸付制度に基づく貸付を受けており、Bの主債務の保証人は、本ケースの主債務者であるAである。 これは、債権者が債務者同士を互いに保証人にする「相保証」であり、債務者同士に保証債務を負わせることにより、破産や債務整理をさせないよう心理的負担を与えと言われる形態である。 しかし、相保証は、どちらかの債務者が自己の債務の弁済ができなくなると、他方もまた自分の債務に加えて保証債務の履行を求められ、その結果他方の債務者も弁済ができなくなるといふ共倒れの危険性をはらむものである。 本ケースにおいても、Bは農業改良資金貸付を受けており、自身の主債務については長期分納をしている状況である。 このような状況において、主債務者同士に相保証させても、主債務の担保としての効力が期待できず、かえって主債務者同士の共倒れを生じさせる恐れがあり、県の財産である債権を適正かつ効率的に管理するという観点からは望ましくない。 <u>本貸付を受けている主債務者同士の相保証契約は、担保としての効力に乏しく、主債務者同士の共倒れを生じさせる恐れがあり、債権管理上望ましくない。（意見）</u>	(措置済) 主債務者同士の相保証契約については、債権管理の観点から適当ではないものとして今後取り扱うよう改めました。 なお、制度の廃止により、平成23年度以降の新たな貸付はありませんが、適正な債権管理に努めてまいります。	
p.145	農業経営課	保証人への督促の手続が遅い。債権管理簿を確認すると、Aに対する文書催告は平成16年の延滞後から定期的に行われているが、保証人に対して文書催告をしたのは、Aの自己破産手続後の平成19年が初めてであり、その後も平成19年から平成27年までは年に一度程度の文書催告しかしていない。 保証人の保証がある債権については、主債務者への督促後相当期間を経過しても履行されないとき、保証人に対して請求しなければならないとされている(地方自治法施行令171条の2第1号)。 平成21年1月に農業経営課金融班が作成した「農業改良資金債権管理マニュアル」における「7 連帯保証人の取扱い」の中でも、回収事務を円滑に進めるためには基本的に連帯保証人への通知はなるべく早い方が好ましい旨記載されている。 本ケースは、貸付直後から全く償還がなされておらず、主債務者からの履行が見込まれないことが予想可能な事案であることから、保証人への督促を早期に検討してしかるべきである。 <u>債務者への督促後、履行の見込みが立たない場合には、速やかに保証人への請求等を行うべきである。（指摘事項）</u>	(措置済) 本事案については、平成30年10月、平成31年2月、令和元年5月に保証人へ督促しました。 今後、主債務者の履行がない場合は、保証人に速やかに請求等を行うよう改め、履行の状況に応じた適正な債権管理に努めてまいります。	

平成30年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第14 農業経営課

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.145	農業経営課	<p>保証人の保証債務について、時効中断の手續が取られておらず、消滅時効が完成している。</p> <p>本ケースは、主債務者であるAが一度も償還することなく、平成18年に自己破産手續を執っており、その後保証人であるB及びCからの償還もない。</p> <p>主債務者の破産における保証債務への影響については、破産手續が配当事案か廃止事案か、また、債権届出の有無によって影響が生じるかどうか異なり、まず、主債務者の破産手續において破産債権を裁判所に届けると、債権の履行を「請求」したもとして消滅時効が中断し（民法147条1号、152条）、連帯保証債務の消滅時効も中断する。</p> <p>そして、破産手續が配当事案であり、破産債権の届出後に行われる破産管財人による債権調査の結果、破産債権者表に記載された場合、その債権者表には確定判決と同一の効力が認められ（破産法124条3項）、消滅時効の期間が10年に延長され（民法174条の2）、破産手續終結後、改めて消滅時効の進行が開始される（平成7年3月23日最高裁判決）。</p> <p>ただし、債務者の破産手續において、債権者に配当する財産が無いなどの理由で配当手續が行われない場合は、破産管財人は債権調査を行わないので、破産債権者表も作成されず、消滅時効の期間も延長されない。</p> <p>本件においては、Aの破産手續が配当事案であったか否かは不明であるが、どちらであったとしても、すでに破産手續終結からは10年以上が経過していると考えられ、県として民法所定の時効中断の手續（民法147条）を執っていないことから、既に私債権である主債務は、10年の消滅時効が完成していると考えられる。</p> <p>また、債権管理簿から、保証人らに対して文書催告が行われていることが確認できるが、前述した全体の問題点のとおり、「備考」欄には文書催告の相手が単に「保証人」としか記載されていないことから、BとCのいずれなのか特定できない。ヒアリングの結果、Bに対して平成19年3月に、Cに対して平成24年2月に、それぞれ督促がなされ、ここで時効中断していることは確認できた。しかし、Bに対してその後裁判上の請求など時効中断の手續を行っていないため、Bについての保証債務は10年の消滅時効が完成していると思われる。</p> <p>債権の消滅時効の管理として、時効完成前に裁判所上の請求等、民法所定の時効中断の手續を行うべきである。（指摘事項）</p>	<p>（措置済）</p> <p>電話催告や文書催告、現地訪問による債務承認書の提出・入金を促したうえで、提出・入金がない債務者に対しては債務者の状況を十分に確認、検討のうえ、時効経過前に民法所定の時効中断の手續を行うよう改めました。今後は債権の消滅時効の管理を徹底し、適正な債権管理に努めてまいります。</p>	

平成30年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

包括外部監査の結果報告・各論

第15 林政課

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.148	林政課	債権管理簿の記載に不十分なし不正確な部分が散見された。 債権については、「発生原因」の欄が空欄であり、「消滅年月日」欄には、本来の償還完了予定年月日が記載されている。債権については、借受人がA社であるにも関わらず、「債務者」の「氏名」欄にA社代表者名が記載され、発生原因が空欄である。また、償還完了になっていないにも関わらず、「消滅年月日」欄には、「24年2月24日」と記載されている。債権については、「発生原因」欄が空欄であり、償還完了になっていないにも関わらず、「消滅年月日」欄には、「21年3月13日」と記載されている。 「債権の管理について」の債権管理簿記載要領に反しているため、債権の管理上問題である。 債権管理簿は、「債権の管理について」第2・8以下に定められている記載要領に従って記載すべきである。(指摘事項)	(措置済) 債権管理簿については、記載要領に従って、発生原因を追記し、消滅年月日に関しては、現時点で完済されていないため削除を行うなど、記載を改めました。今後は記載要領に従って記載を行い、適正な債権管理に努めてまいります。	
p.149	林政課	どの債権においても、10年以上の間、少額の分納を受けている状態が続いている。担当者が、長年の間、多数回の催促や、償還協議等を行い、回収に努力している点は評価できる。しかし、債務者及び保証人からの聴取以外に、債務者らの財産調査を行った形跡は、平成29年に債務者の不動産の登記を確認し不動産の現地調査をしたこと以外見当たらない。地方自治法等の法令に基づく履行期限の延長等ではないにせよ、県が分納を受ける形になっている以上、「長崎県債権管理規程の運用について」3・(1)記載の方法に準じた財産調査を行い、支払能力等を確認することが必要ではないか。 法令に依拠しない分割納付等を受ける場合にも、「長崎県債権管理規程の運用について」3・(1)以下に記載された方法に準じた財産調査(任意調査)を行い、支払能力等の確認をした上で、分割納付等の具体的条件を判断すべきである。(指摘事項)	(措置未済) 債務者の所有資産や経営状況など、債務者の協力を得ながら財産調査に努め、支払能力等を確認してまいります。	財産調査による支払能力等の確認をした上で、分割納付の具体的条件が適当なものであるかを判断し、適正な債権管理に努めてまいります。

平成30年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第17 道路維持課

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.155	道路維持課	当該債権については、納入通知書が発行されているものの、その後、督促がなされることなく、分割での弁済がなされるに至っている。地方自治法上、公債権を納期限までに納付しない者がいるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない（地方自治法231条の3第1項）、強制徴収公債権については、督促を受けた者が期限までに納付しない場合には、滞納処分を行うことができる（同条第3項）。すなわち、強制徴収公債権における督促は、法的な義務であると同時に、滞納処分の要件でもある。 当該債権は強制徴収公債権であるため、納入通知書で指定された期限内に義務履行がなされなかった場合には、督促を行うべきである。（指摘事項）	（措置済） 納入通知書で指定された期限内に納付がないため、令和元年6月17日に督促状を発行しました。	
p.155	道路維持課	債務者の第1事故の負担命令にかかる債権管理簿の「発生日」欄には、「平成25年3月6日、平成26年3月19日」との記載があり、第1事故発生日、第2事故発生日がいずれも記載されている。第1事故は不法行為に該当するため、債務者には不法行為に基づく損害賠償債務も発生しているが、本ケースは、負担命令に基づく債権であるため、債権発生日は負担命令の発令日である。 なお、負担命令に基づく債務が発生する場合に、不法行為に基づく損害賠償債務も発生するののかについては争いがあり、道路法上の負担命令が民法上の不法行為の特別法であるとして競合を認めない見解もあるが、両制度は要件や消滅時効期間を異にした別個の制度であるため、民法の不法行為責任を排除すべき理由はない（通説）。 当該債権の発生日は、負担命令の発令日である平成30年2月28日であり、また、不法行為の時効との混同を避けるという時効管理の観点からも、債権管理簿の「発生日」欄には、負担命令発令日を記載すべきである。（指摘事項）	（措置済） 平成31年1月から、債権管理簿の「発生日」欄については負担命令発令日を記載するよう改めました。	
p.155	道路維持課	債務者の第1事故の負担命令にかかる債権管理簿の「発生日」欄には、「平成25年3月6日、平成26年3月19日」との記載があり、第1事故発生日、第2事故発生日がいずれも記載されている。第1事故は不法行為に該当するため、債務者には不法行為に基づく損害賠償債務も発生しているが、本ケースは、負担命令に基づく債権であるため、債権発生日は負担命令の発令日である。 なお、負担命令に基づく債務が発生する場合に、不法行為に基づく損害賠償債務も発生するののかについては争いがあり、道路法上の負担命令が民法上の不法行為の特別法であるとして競合を認めない見解もあるが、両制度は要件や消滅時効期間を異にした別個の制度であるため、民法の不法行為責任を排除すべき理由はない（通説）。 未だ調定がなされていない第2事故に関する債権は、同一債務者に対する債権ではあるものの、第1事故に関する債権とは別個のものであるため、債権管理簿も別に作成されるべきである。したがって、第2事故の債権にかかる記載は、「発生日」欄に記載すべきではない。（指摘事項）	（措置済） 平成31年1月に第1事故の債権管理簿から第2事故の「発生日」を削除しました。 また、負担命令を行っていなかった第2事故については、平成31年3月に負担命令を行い債権管理簿を作成しました。	
p.156	道路維持課	債務者は生活保護受給者であり、また、精神疾患のために通院治療中であるが、このような事情は、債権管理簿には記載されていない。 生活保護受給者であることや受給決定日、精神疾患での通院の事実などは、「債権の管理に関する事項、ないし「備考」の欄に記載を義務付けられた事項とまでは言い切れないが、滞納処分を検討するにあたっての考慮事情といえるため、債権管理簿に記載しておくことが望ましい。（意見）	（措置済） 令和元年5月から、債権管理簿の「債権の管理に関する事項」欄に滞納処分を検討するにあたっての考慮事情である生活保護受給者であることや受給決定日、精神疾患での通院の事実を記載するよう改めました。	
p.156	道路維持課	債務者の負担命令にかかる債権管理簿の「発生日」欄には、「平成26年12月10日」との記載があり、事故発生日が記載されているが、当該債権は、負担命令に基づく債権であるため、債権発生日は負担命令の発令日である。 なお、本ケースでは、負担命令発令後に調定がなされているが、調定はあくまでも内部的な意思決定行為にとどまり、行政処分には該当しない。 債権管理簿の「発生日」欄には、負担命令発令日（平成28年1月18日）を記載すべきである。（指摘事項）	（措置済） 平成31年1月から、債権管理簿の「発生日」欄については負担命令発令日を記載するよう改めました。	
p.157	道路維持課	債務者は、平成28年分使用料について、平成28年6月、平成29年6月に、いずれも履行延期が認められており、また、平成29年分使用料についても、平成29年6月、平成30年7月に、いずれも履行延期が認められている。このように、本ケースでは、各債権について、それぞれ2度にわたって、履行延期が認められている。 長崎県債権管理規程によれば、地方自治法施行令171条の6の規定により履行期限を延長する場合には、知事の承認を受けなければならない（同管理規程12条2項）、また、必要な財産調査を行わなければならない（同条3項）。ここでいう「必要な財産調査」とは、金融機関に対する取引状況の照会、法務局に対する不動産登記事項証明書の申請、市町に対する住民税及び固定資産税の照会、運輸局に対する普通自動車の照会等を指している（「長崎県債権管理規程の運用について」・3・（1））。 本ケースにおける履行延期は、法令に依拠しない実務上の措置であり、知事の承認はもちろん、財産調査も行われていないが、このような実務上の履行延期や分割納付については、安易に行わないよう運用の改善を図るとされている（「長崎県債権管理規程の運用について」・3・（2））。 法令に依拠しない履行延期や分納は厳に控えるべきである。 やむを得ず認めるに当たっては、「長崎県債権管理規程の運用について」を踏まえ、少なくとも、債務者及び連帯保証人に対して財産調査を行うべきである。また、同一債権について、再度の履行延期を認めるに当たっては、財産調査はもちろんのこと、分割納付の1回の支払額、分割納付の期間などについても、より一層厳格に判断すべきである。（指摘事項）	（措置済） ご指摘がありました平成28年度分及び平成29年度分の使用料については、平成30年度中に納入され債権は消滅しています。 今後は履行延期や分納を認めるにあたり、債務者等に対する財産調査を実施する等、適切な事務処理を行ってまいります。	
p.157	道路維持課	平成28年度分使用料、平成29年度分使用料については、それぞれ別々に債権管理簿が作成されているが、平成29年度分使用料に関して認められた2度目の履行延期（平成30年7月）は、平成28年度使用料の債権管理簿に記載されているものの、平成29年度分使用料の債権管理簿には記載されていない。 当該債権について、履行延期や分納の措置をとった場合には、例えばそれが法令に依拠しない実務上の措置であったとしても、当該債権の債権管理簿に記載すべきである。（指摘事項）	（措置済） 平成29年度分使用料の債権管理簿に2度目の履行延期承認について記載しました。	

平成30年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第17 道路維持課

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.158	道路維持課	<p>負担命令に基づく債務は、債務者A、Bの連帯債務といえるが、分納の誓約をさせる場合には、A、B双方にその責任を自覚させる必要がある。平成29年5月16日付の分納誓約書には、債務者A、Bの分納額が合計10,000円以上とされているにとどまり、A、Bのそれぞれの支払額は定められていない。</p> <p>債務者A、Bについて、分割納付の誓約をさせるにあたっては、各債務者に支払いの意識を持たせ、履行を確保するため、債務者ごとの支払額を定めておくことが望ましい。(意見)</p>	<p>(措置済)</p> <p>現在は納付が滞りなく行われているため、現状を維持し、定期的な回収に努めますが、今後、支払いが滞った場合には、A、Bの財産調査を行ったうえでそれぞれの支払い能力に応じて徴収を行ってまいります。</p>	
p.97	道路維持課	<p>平成29年5月16日付分納誓約書には、債務者の父親による保証がなされ、「道路復旧工事負担命令額については、私が保証します。」との文言がある。しかしながら、保証の具体的内容については、「納付者が納付しない場合は、私が責任をもって納付します。」となっており、債務者らが、誓約した月額(10,000円)に満たなくとも分納を継続している限りは、保証人に不足額を請求することができないようにも読める。</p> <p>また、かかる分納や保証の誓約は法的根拠が曖昧である。</p> <p>保証人を付ける場合には、法的根拠が曖昧な「誓約」という実務上の扱いをするのではなく、法的根拠のある(連帯)保証契約を締結することが望ましい。(意見)</p>	<p>(措置済)</p> <p>現在は納付が滞りなく行われているため、現状を維持し、定期的な回収に努めますが、今後、分納履行がなされなかった場合は、保証人に請求を行い、連帯保証契約の締結についても検討してまいります。</p>	

平成30年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第18 港湾課

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.162	港湾課	分割納付を受けているにも関わらず、債権管理簿の「債務の履行の方法」欄にも、「債権の消滅」欄にも記載がない。記載の不備があることで、債権管理簿からは債権の管理状況の全容が読み取れなくなっており、債権管理上問題がある。 <u>「債権の管理について」に詳しく規定されている債権管理簿の記載方法を遵守すべきである。（指摘事項）</u>	（措置済） 「債権の管理について」に基づき、債権管理簿の「債務の履行の方法」欄及び「債権の消滅」欄に記載を行いました。	
p.162	港湾課	相続人への督促・催促が不十分である。 債務者死亡後の平成13年5月に、債務者の戸籍調査を行い、配偶者と子3人の相続人があることが判明している。しかしながら、子3人への督促は行っておらず、専ら配偶者に対して督促や催促を繰り返している。 また、平成12年度の占用料については、金銭債権である。債務者が死亡し、相続人が数人ある場合に、被相続人の金銭債務その他の可分債務は、法律上当然分割され、各共同相続人がその相続分に応じてこれを承継するものと解されている（最高裁昭和34年6月19日判決等）。平成12年度分占用料については、他の法定相続人が相続放棄しているか、債務者の配偶者が債務引受する等の事情がない限り、債権額の2分の1しか請求できないにも関わらず、全額を請求している。 <u>金銭債務の相続があり、複数の法定相続人がある場合には、相続分に応じて債務が承継されることを念頭に、各相続人に対する督促等を怠らないようにすべきである。</u> <u>複数の相続人のうち、特定の相続人に対してのみ請求をする方針とする場合は、併存的債務引受があったことを書面化しておくべきである。（指摘事項）</u>	（措置未済） 債権全額の納付に向け、各相続人に督促をするため、配偶者を窓口として協力を依頼してまいりましたが、理解を得られませんでした。	各相続人個別に、相続分に応じた督促を行ってまいります。 また、相続人間の話し合いの中で、特定の相続人が債務引受する等となった場合は、併存的債務引受があったことを書面化いたします。
p.163	港湾課	強制徴収公債権であるにも関わらず、債務者相続人に対する財産調査や滞納処分の検討が不十分である。 債務者の配偶者からは、平成17年分から平成20年分までの確定申告書を徴しており、平成21年度の名寄帳を取得している。しかし、それ以後は、分納が約定とおり履行されていないにも関わらず、債務者の配偶者からの聴き取りをするのみで、所得関係の書類を徴していない。また、債務者の配偶者は賃貸アパートを所有していたが、県は差押等を検討した痕跡がない。 <u>分納誓約とおりの納付がなされていない場合には、債務者等の同意を得て、定期的に、所得証明書等の収入関係資料を徴するようにすべきである。</u> <u>債務者等の不動産が判明した場合は、滞納処分や強制執行による回収が可能か、早期に検討すべきである。（指摘事項）</u>	（措置未済） 資力調査の実施にあたり電話にて予め同意等を催促いたしましたが、同意を得るにはいたりませんでした。	「国税徴収法第141条ないし第147条」の規定に従い財産調査のうえ経済状況を精査してまいります。
p.164	港湾課	相当長期間に渡り、分納も実現していない債務者がいるにも関わらず、当該債務者から生活状況を聴き取るのみで、その他の財産調査を行った形跡がない。私債権であることから、債務者の同意を得た上で収入証明資料を取得するなど財産調査をすべきではないか。 <u>分割納付による徴収が滞っている場合等には、「長崎県債権管理規定の運用について」3・（1）・ないし に記載されているように、債務者へ資料提出を求めたり、債務者の同意を得て調査するなど、財産調査を行うべきである。（指摘事項）</u>	（措置未済） 平成30年11月に債権者を訪問、また、随時電話にてアポイントを行いました。同意を得ることや資料を提出していただくまでにはいたりませんでした。	引き続き「長崎県債権管理規定の運用について」に従い、債務者の同意を得たうえで、経済状況を精査してまいります。
p.165	港湾課	債務者兩名は、平成27年2月に破産免責を得ているのに、債権がそのまま残っている形になっている。なお、債務者兩名に対する請求も免責後は行っていない。 ターミナルビル使用料は、非強制徴収公債権であり、時効の援用がなくとも、最終的分納等から5年間で時効消滅することになり既に回収不能である。そうすると、本来、県の財産としては扱えない債権を収入未済として計上し続けていることになり、不適切である。債権管理上望ましいとは言えない。 <u>非強制徴収公債権の債務者が破産免責を得ており、かつ、時効も期間が経過して完成しているものであるから、速やかに不納欠損処理すべきである。（指摘事項）</u>	（措置未済） 非強制徴収公債権の債務者が破産免責を得ており、かつ、時効も期間が経過して完成することから不納欠損処理を行うこととしました。	最終収納日である平成26年6月18日の翌日から5年を経過する令和元年6月18日を以って時効が完成したため、今年度中を目処に不納欠損処理手続きを行ってまいります。
p.165	港湾課	第1回督促状発送後、数年間、特段の回収手段を取っていないものが散見された。 時間をかけるほど、時効、破産、相続の発生等で回収が困難になるケースが出現する確率が増えてしまう。 <u>第1回目の督促状による納付期限までに任意の納付がない場合、早期に回収手段の検討に入るべきである。（指摘事項）</u>	（措置済） 不当利得の案件は、平成21年度以降発生しておりません。 今後発生した際は、ご指摘のとおり督促状を発送するとともに、納期限が到来しても納付がない場合、未収債権解消等対策検討協議会において早急な回収手段の検討を行うことといたします	
p.166	港湾課	担当課の説明によれば、債務者は平成23年7月から生活保護を受給しており、履行延期申請を平成26年12月に行ったものの、書類不備という理由で履行延期は承認されていない。書類不備は納付計画書・分納誓約書の提出がなかったというものである。生活保護受給者については、早期の履行延期申請を促すべきではないか。また、履行延期申請の際に納付計画書・分納誓約書の提出は事実上不可能と思われるため、それらの書類がなくとも履行延期申請を承認すべきではないか。 <u>生活保護受給者等、無資力であることが明らかな債務者の場合、履行延期申請を早期に促すべきである。また、無資力であることが理由で、実現可能な納付計画書・分納誓約書を提出することが事実上不可能である債務者から履行延期申請がなされた場合、これらの書類の添付がなくとも履行延期申請を承認するかどうか、検討すべきである。（指摘事項）</u>	（措置未済） ご指摘のとおり、平成26年度は、書類不備を理由に履行延期を承認しませんでした。 再検討の結果、債務者が生活保護受給者であることは、明らかに無資力であることから、履行延期申請を認めることは差し支えないと判断いたしました。	債務者からは、平成29年度に最終納入があり、支払いの意思があると考えております。 再度履行延期申請をしていただくよう依頼し、また、これを承認のうえ、未収債権の回収に努めてまいります。

平成30年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

包括外部監査の結果報告・各論

第19 住宅課

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.168	住宅課	<p>県営住宅の家賃は、債務者が居住を続ける限り定期的に発生するものであり、このような定期給付債権の時効期間は5年である（民法169条）。もっとも、滞納家賃について訴訟手続がとられた場合には、判決で確定した債権が一個の独立した債権となり、時効期間は10年となる（民法174条の2第1項）。</p> <p>このように、訴訟手続がとられた後も債務者が居住を続ける場合、定期給付債権と判決で確定した債権の2つの異なる債権が存在することになるが、これら2つの債権は、時効期間が異なるにもかかわらず、同一の債権管理簿で管理を行っている。しかも、県は、これらの債権について弁済を受ける場合に、いつ、いくら弁済がなされ、その弁済がどの債権に充てられたのかを、債権管理簿に明確に記載していない。</p> <p><u>定期給付債権と判決で確定した債権は、性質を異にするため、債権管理簿上明確に区別できるように記載するか、又は判決で確定した債権については、別の債権管理簿を作成すべきである。（指摘事項）</u></p>	<p>（措置未済）</p> <p>判決を得て確定した債権につきましては、通常の家賃（定期給付債権）と区別するために、別途の独立した債権管理簿を作成し、適正な管理を行うよう今後検討してまいります。</p>	<p>判決を得て確定した債権について別途の独立した債権管理簿を作成するにあたっては、さらに債務者が入居中であるか、退去済であるかの別によっても債権管理の方法が異なりますので、これに対応が可能となるように県営住宅管理システムの改修作業を進めてまいります。</p>
p.168	住宅課	<p>県は、債務者に対し、提訴、即決和解の申立て、和解に代わる決定などの裁判上の手続をとることがあるが、その際、連帯保証人を裁判手続上の当事者とはしていない。</p> <p>県では、正当な理由なく催告書を受け取らないなどの理由により滞納整理が進まない者については、入居契約を解除し、住戸の明渡請求を行うこととし、明渡しに応じない場合には、知事専決処分を行って、建物明渡及び未払賃料請求の訴えを提起するとしているが（長崎県営住宅家賃滞納整理要綱・第5）、裁判上の手続をとる場合、連帯保証人も債務者と同様に当事者とするべきである。</p> <p><u>債務者に対して裁判上の手続をとる場合には、連帯保証人も裁判手続上の当事者とするべきである。（指摘事項）</u></p>	<p>（措置未済）</p> <p>連帯保証人については、納入指導依頼に留まることなく、裁判手続上の当事者となり得ることを常に注意喚起し、債務者に対して裁判上の手続をとる場合には、連帯保証人も裁判手続上の当事者とするよう今後検討してまいります。</p>	<p>連帯保証人についても裁判手続上の当事者とするにあたっては、これまで行ってきた納入指導依頼に留まらぬ手法で臨む必要がありますので、個別事案（連帯保証人への請求、建物明渡の強制執行、権利放棄、債務引受、徴収停止、履行延期特約、免除、訴訟手続等の対応策、財産調査、生活状況調査、相続人調査等）の対応のマニュアル化作業が、支障なく進捗することを前提として、他県の状況等も見極めながら事務を進めてまいります。</p>
p.169	住宅課	<p>平成20年12月11日に連帯保証人に対して未払家賃の請求がなされたが、それまでは、連帯保証人に対しては、納入指導がなされるのみで、未払家賃の請求はなされていない。</p> <p>家賃については、3か月から5か月分の家賃滞納者に対して、2か月に1回、督促状を送付し、併せて、連帯保証人に対しては、滞納の状況及び支払の指導依頼の通知を発するとされているが（長崎県営住宅家賃滞納整理要綱・第4）、これは、連帯保証人に対しては、納入指導にとどめることを確認したのではなく、入居中の滞納者が滞納家賃を支払わない場合には、連帯保証人に対しその支払を請求するとされている（同要綱・第12）。ここでいう「入居中の滞納者が滞納家賃を支払わない場合」とは、入居中の滞納者が行方不明のとき、入居中の滞納者が破産法に基づく免責を受けたとき、入居中の滞納者が民事再生法に基づく再生計画が認可・決定されたとき、その他入居中の滞納者が家賃を支払わないとき、のいずれかに該当する場合をいうのであり（長崎県営住宅家賃滞納整理事務処理要領・第13・1）、本ケースが に該当するのは明らかである。</p> <p>法令上も、地方公共団体は、債務者に履行遅滞があるときは、期限を指定して督促しなければならず（地方自治法施行令171条）、督促後相当期間を経過しても履行されないときは、保証人に対して請求しなければならないとされている（同施行令171条の2第1号）。</p> <p>債務者の未納家賃が一向に解消しないという本ケースにおいても、連帯保証人に対しては、納入指導ではなく、催告を行うべきである。債務者による長期間滞納が続き、債務額が膨らんだ後に請求を受けることになれば、連帯保証人にとって不意打ちとなるし、また、連帯保証人への通知等を長期間怠った場合、その後の請求は権利濫用として認められないとする裁判例もある（広島地方裁判所福山支部平成20年2月21日判決）。</p> <p><u>債務者からの履行の見込みが立たない場合には、速やかに連帯保証人への請求を行うべきである。（指摘事項）</u></p>	<p>（措置未済）</p> <p>連帯保証人については、納入指導依頼に留まることなく、連帯保証債務を負っていることを常に注意喚起し、債務者からの履行の見込みが立たない場合には、連帯保証人への請求を行うよう今後検討してまいります。</p>	<p>連帯保証人に対する請求については、どのような場合に、どのような段階から行っていくのかということが、現行の住宅課の内規では具体的に定められておりませんので、まずはこれまでの事案を精査したうえで、マニュアル化の作業を行ってまいります。</p> <p>本事案につきましては、現在名義人から分割納付が継続して履行されているため、その履行状況を注視してまいります。</p>
p.170	住宅課	<p>県は、平成3年2月25日に連帯保証人A、Bに対して、協議の依頼をしているが、同人らに対して、未払家賃の請求はしていない。</p> <p><u>債務者からの履行の見込みが立たない場合には、速やかに連帯保証人への請求を行うべきである。（指摘事項）</u></p>	<p>（措置未済）</p> <p>連帯保証人については、納入指導依頼に留まることなく、連帯保証債務を負っていることを常に注意喚起し、債務者からの履行の見込みが立たない場合には、連帯保証人への請求を行うよう今後検討してまいります。</p>	<p>連帯保証人に対する請求については、どのような場合に、どのような段階から行っていくのかということが、現行の住宅課の内規では具体的に定められておりませんので、まずはこれまでの事案を精査したうえで、マニュアル化の作業を行ってまいります。</p> <p>本事案につきましては、現在名義人の元妻から分割納付が継続して履行されているため、その履行状況を注視してまいります。</p>
p.170	住宅課	<p>県は、県営住宅の家賃が民法761条の日常家事債務に当たるとの解釈の下、債務者と同居していた妻を未納家賃の連帯債務者と判断している。他方で、妻が提出した平成4年2月6日付納入誓約書によれば、妻の署名欄には「代納誓約者」との記載があり、同誓約書を見る限り、妻はあくまでも債務者の代納者にとどまり、直接の債務までは負担しているとは認められない。妻が連帯債務を争うことも十分に考えられる。</p> <p>このように、県の対応からは、妻を連帯債務者として扱っているとは伺われぬし、妻が、自らを連帯債務者と認めているかも疑問である。日常家事の連帯債務者として配偶者に請求を行うことは、民間ではほとんど行われておらず、このような実情を考慮すれば、県として、妻に連帯債務を負担させるのであれば、その旨の書面を作成させるのが望ましい。</p> <p><u>債務者の配偶者を日常家事債務の連帯債務者とするのであれば、配偶者に、連帯債務者である旨の書面を作成させるのが望ましく、少なくとも、「代納誓約者」として署名させている以上、本ケースにおいては、連帯債務者として扱うべきではない。（指摘事項）</u></p>	<p>（措置未済）</p> <p>債務者の配偶者を滞納家賃（日常家事債務）の連帯債務者とする場合には、配偶者に連帯債務者である旨を確実に認識させ、その旨の書面を作成させる場合にも連帯債務者として署名させるよう今後検討してまいります。</p>	<p>債務者の配偶者を滞納家賃（日常家事債務）の連帯債務者とする場合は、そうそう発生する事案ではありませんが、今後このような事案が発生した場合にあっては、適切に措置してまいります。</p> <p>本事案につきましては、現在名義人の元妻から分割納付が継続して履行されているため、その履行状況を注視してまいります。</p>

平成30年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第19 住宅課

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.171	住宅課	<p>本ケースの債務（確定判決による未納家賃額と明渡しまでの賃料相当損害金）については、平成15年7月より、債務者の妻が5,000円ずつ分納している。しかしながら、債務者の妻による分納が始まったのは、消滅時効の期間が経過して6年以上経った後であるが、時効期間経過後から分納が開始される6年の間には、債権放棄の検討がなされるべきであった。</p> <p>長崎県では、未払家賃について消滅時効期間が経過している場合でも、少なくとも年1回、債務者等に催告を行うとされているが（長崎県営住宅家賃滞納整理基本方針・第2・4・（1））、他方で、消滅時効期間が経過してその援用が確認できない私法上の債権について、「債務者が著しい生活困窮状態にあり、債務者に財産がないと認められる」場合には、権利の放棄の議決を求めるとされている（「権利の放棄に係る議決を求める基準」・1・（1）・（1））。</p> <p>上記の時効期間経過後の催告は際限なく繰り返す趣旨ではなく、一定期間経過後は、権利の放棄も視野に入れながら、債務者の資産状況及び生活状況の調査を行うことが望ましい。</p> <p>なお、県の上記基本方針においては、「県が、時効期間が経過していることを知りながら、相手方の法の不知（時効の援用について知らないこと）を奇貨として、相手方に対し裁判上の請求をすることは県の姿勢として批判を受ける虞がある。」としているが（長崎県営住宅家賃滞納整理基本方針・第2・4・（3））、この趣旨は、裁判外の請求においても妥当すると考えられる。</p> <p>本ケースでは、時効期間経過後の毎年1回の催告は行いつつも、時効期間が経過した際には、債務者の資産状況及び生活状況の調査を行い、その結果を踏まえて、債権放棄の検討をすることが望ましい。（意見）</p>	<p>（措置未済）</p> <p>消滅時効期間経過後の債権につきましては、債務者の同意を得たうえでその資産状況及び生活状況の調査を行い、その結果を踏まえて、財政部局とも協議を行いながら、債権放棄の是非について今後検討してまいります。</p>	<p>消滅時効期間経過後の債権について権利放棄を行うにあたっては、債務者からの同意の確保の方法や、資産状況及び生活状況の調査方法等について、まずはこれまでの事案を精査したうえで、財政部局との協議も行いながら、マニュアル化の作業を行ってまいります。</p> <p>本事案につきましては、現在名義人の元妻から分割納付が継続して履行されているため、その履行状況を注視してまいります。</p>
p.172	住宅課	<p>連帯保証人に対しては、平成4年2月3日、平成5年8月20日にそれぞれ納入指導をしたのみで、未納家賃の請求はしていない。上記平成4年の納入指導の際には、連帯保証人より、支払いはしないとの抗議がなされている。</p> <p>債務者からの履行の見込みが立たない場合には、速やかに連帯保証人への請求を行うべきである。（指摘事項）</p>	<p>（措置未済）</p> <p>連帯保証人については、納入指導依頼に留まることなく、連帯保証債務を負っていることを常に注意喚起し、債務者からの履行の見込みが立たない場合には、連帯保証人への請求を行うよう今後検討してまいります。</p>	<p>連帯保証人に対する請求については、どのような場合に、どのような段階から行っていくのかというところが、現行の住宅課の内規では具体的に定められておりませんので、まずはこれまでの事案を精査したうえで、マニュアル化の作業を行ってまいります。</p> <p>本事案につきましては、既に名義人は死亡しておりますが、現在名義人の妹から分割納付が継続して履行されているため、その履行状況を注視してまいります。</p>
p.172	住宅課	<p>金銭債権などに代表される可分債権は、遺産分割を経ずとも相続開始によって当然に各共同相続人の相続分に応じて直接承継されるものと解されている（最一小判昭和29年4月8日、最三小判昭和30年5月31日、最判平成16年4月20日等）が、本ケースでは、相続人調査が適切になされていないため、債務者の相続人や、相続した債務の金額が明らかではない。</p> <p>債務者が死亡した場合には、速やかに相続人調査を行い、各相続人が相続する債務額を明らかにすべきである。（指摘事項）</p>	<p>（措置未済）</p> <p>債務者もしくは連帯保証人が死亡した場合には、速やかに相続人調査を行い、各相続人が相続する可能性のある債務額のその時点での把握を行い、必要に応じて相続人に明らかにできるよう今後検討してまいります。</p>	<p>債務者もしくは連帯保証人が死亡した場合の相続人調査は既に行っておりますが、相続する可能性のある債務額の確定及び相続人への明示の手法について、まずはこれまでの事案を精査したうえで、マニュアル化の作業を行ってまいります。</p> <p>本事案につきましては、既に名義人は死亡しておりますが、現在名義人の妹から分割納付が継続して履行されているため、その履行状況を注視してまいります。</p>
p.172	住宅課	<p>県としては、平成5年3月11日に債務者と債務者の妹Aとの間で、債務引受がなされたとしているが、債務引受に関する契約書は存在せず、Aによる債務引受を証明する手段はない。</p> <p>また、債務引受には、債務者が債権関係から離脱する免責的債務引受、債務者とAが共に債務者となる併存的債務引受、債務者は依然としてそのまま、Aが債務者に代わって弁済義務のみを負う履行の引受の3類型があるとされているが、契約書が存在しないため、債務引受の事実を証明できないばかりか、どの種類の債務引受がなされたのかさえも不明である。類型の債務引受がなされる場合、県としては、誰が債務者となるかについて重大な利害を有するため、Aの財産調査が不可欠といえる。</p> <p>債務引受がなされる場合には、引受人の財産調査を行うべきであるし、また、債務引受に関する契約書を作成すべきである。（指摘事項）</p>	<p>（措置未済）</p> <p>債務引受をさせる場合には、引受人の同意を得たうえで財産調査を行うように努め、また、債務引受に関する契約書を作成するよう今後検討してまいります。</p>	<p>債務引受をさせる場合の、引受人の同意の確保及び財産調査の方法、また債務引受に関する契約書の文案作成について、まずはこれまでの事案を精査したうえで、マニュアル化の作業を行ってまいります。</p> <p>本事案につきましては、既に名義人は死亡しておりますが、現在名義人の妹から分割納付が継続して履行されているため、その履行状況を注視してまいります。</p>
p.173	住宅課	<p>県は、平成13年4月13日から平成15年5月26日の和解成立までの間に、合計13回の催告を行っている。</p> <p>普通地方公共団体の長は、債権について、その督促、強制執行その他保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない（地方自治法240条2項）、督促後相当期間経過しても履行されない債権については、徴収停止、履行延期特約、免除の手續などを認める事情があれば、それらの手續を検討し、それらの手續を認める事情がない場合には、訴訟手續により履行を請求しなければならないとされている（地方自治法施行令171条の2第3号、長崎県債権管理規程）。</p> <p>本ケースにおいては、2年間催告を繰り返した後に、ようやく即決和解の申立てがなされるに至っているため、督促後の対応が遅いと言わざるを得ない。</p> <p>督促後、相当期間経過しても履行されない債権については、速やかに、法令に従い、徴収停止、履行延期特約、免除、訴訟手續などを検討すべきである。（指摘事項）</p>	<p>（措置未済）</p> <p>督促後、相当期間経過しても履行されない債権については、速やかに、法令に従い、徴収停止、履行延期特約、免除、訴訟手續などの対応策について検討を行うよう今後検討してまいります。</p>	<p>督促後、相当期間経過した債権に係る徴収停止、履行延期特約、免除、訴訟手續などの対応策については、まずはこれまでの事案を精査したうえで、マニュアル化の作業を行ってまいります。</p> <p>本事案につきましては、連帯保証人が2名とも死亡していることから、現在それらの相続人らと協議を行っております。</p>

平成30年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第19 住宅課

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.174	住宅課	連帯保証人Bに対しては、平成4年4月と平成5年2月の2回にわたって納入指導をしたのみであり、請求は行っていない。また、連帯保証人Cに対しては、請求はもちろんのこと、納入指導すらなされていない。 <u>債務者からの履行の見込みが立たない場合には、速やかに連帯保証人への請求を行うべきである。(指摘事項)</u>	(措置未済) 連帯保証人については、納入指導依頼に留まることなく、連帯保証債務を負っていることを常に注意喚起し、債務者からの履行の見込みが立たない場合には、連帯保証人への請求を行うよう今後検討してまいります。	連帯保証人に対する請求については、どのような場合に、どのような段階から行っていくのかということが、現行の住宅課の内規では具体的に定められておりませんので、まずはこれまでの事案を精査したうえで、マニュアル化の作業を行ってまいります。 本事案につきましては、現在名義人の元妻から分割納付が継続して履行されているため、その履行状況を注視してまいります。
p.174	住宅課	債務者は、昭和58年6月13日をもって退去しているため、連帯保証人の責任は、債務者の退去時まで発生した債務の限度にとどまる。そこで、県が改めてAと賃貸借契約を締結する場合には、Aとの関係で新たに連帯保証人を付けさせるべきであるが、Aの債務に対する連帯保証人はいない。 <u>新たにAを賃借人として扱う以上、連帯保証人を付けさせるべきである。(指摘事項)</u>	(措置未済) 現行制度上はまさにご指摘のとおりであります。国土交通省の通知により、連帯保証人の確保が入居の阻害要因とならないような配慮を求められていることから、令和2年4月以降に、新たに名義人(賃借人)となる者については、その点の検討を進めているところです。	令和2年4月1日の改正民法の施行以降に新たに連帯保証人となる者については、極度額の設定等、現行の県営住宅条例の改正を必要とする部分があることから、まずは令和元年度中に条例改正を行うこととしております。 本事案につきましては、現在名義人の元妻から分割納付が継続して履行されているため、その履行状況を注視してまいります。
p.174	住宅課	連帯保証人Aに対しては、平成27年9月16日、平成30年9月26日にそれぞれ納入指導がなされ、連帯保証人Bに対しては、平成23年1月20日、平成30年10月2日にそれぞれ納入指導がなされているが、連帯保証人Aに対する納入指導がなされたのは、家賃の未納が発生した約6年後であり、その対応は余りに遅いと言わざるを得ない。 <u>債務者からの履行の見込みが立たない場合には、速やかに連帯保証人への請求を行うべきである。(指摘事項)</u>	(措置未済) 連帯保証人については、納入指導依頼に留まることなく、連帯保証債務を負っていることを常に注意喚起し、債務者からの履行の見込みが立たない場合には、連帯保証人への請求を行うよう今後検討してまいります。	連帯保証人に対する請求については、どのような場合に、どのような段階から行っていくのかということが、現行の住宅課の内規では具体的に定められておりませんので、まずはこれまでの事案を精査したうえで、マニュアル化の作業を行ってまいります。 本事案につきましては、現在名義人は事実上退去しておりますが、適正な退去手続きをとっていないため、その手続き完了について指導しております。
p.175	住宅課	県は、平成27年3月16日付で賃貸借契約を解除しているが、その後も督促を繰り返すのみで、建物明渡しの強制執行までは至っていないため、債務額は膨らむばかりである。 債務者は生活困窮を訴えているが、生活保護の申請はなされておらず、また、県は、収入に関する書類の提出を求めているが、債務者は、かかる書類を提出していない。 <u>県要綱によれば、判決が確定した者や和解が成立した者がその履行をしないときは、その違約の内容が軽微なものであるときは注意喚起を行い、重大な違約であるときは、建物明渡しの強制執行を行うとされている(長崎県営住宅家賃滞納整理要綱・第11・(1))。</u> <u>債務者は、和解にしたがった履行をしないのであるから、「重大な違約」があるのは明らかといえるし、生活困窮を訴えているが生活保護の申請を行わず、収入に関する資料提出の求めにも応じないのであるから、履行延期特約や徴収停止等の検討も困難である。したがって、県としては、債務額の増加を防ぐために、建物明渡しの強制執行に踏み切るのが望ましい。(意見)</u>	(措置未済) 判決が確定した者、和解が成立した者又は公正証書を作成した者について、その規定に沿わない重大な違約が認められる場合には、債務額の増加を防ぐ意味からも建物明渡しの強制執行を行うよう今後検討してまいります。	判決が確定した者、和解が成立した者又は公正証書を作成した者について、建物明渡しの強制執行を行うにあたっては、まずはこれまでの事案を精査したうえで、マニュアル化の作業を行ってまいります。 本事案につきましては、現在名義人は事実上退去しておりますが、適正な退去手続きをとっていないため、その手続き完了について指導しております。
p.176	住宅課	債務者に対しては、生活保護を受けてからも、徴収員が訪問して口頭での督促を行っている。 <u>生活保護が、生活困窮者に対して必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障する制度であることに照らせば、債務者は無資力又はこれに近い状態にあるときであるというべきであり、履行延期の手续をとり、収入状況に変化がないようであれば、債務免除の手续をとることが望ましい(地方自治法施行令171条の6第1号、長崎県債権管理規程12条、15条)。(意見)</u>	(措置未済) 生活保護を受給する状態に陥った債務者に係る債権につきましては、その収入の状況について綿密な調査を行い、その結果を踏まえて、財政部局とも協議を行いながら、履行延期の手續さらに債務免除の是非について今後検討してまいります。	生活保護を受給する状態に陥った債務者に係る債権について、履行延期の手續さらに債務免除を行うにあたっては、その収入の状況の調査方法等について、まずはこれまでの事案を精査したうえで、財政部局との協議も行いながら、マニュアル化の作業を行ってまいります。 本事案につきましては、現在名義人が当月分の家賃について滞りなく履行を続けていることから、その履行状況を慎重に注視してまいります。

平成30年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第19 住宅課

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.176	住宅課	債務者は、平成26年11月、平成27年2月、平成28年1月の3回にわたって、納入誓約書を作成し、月額5,000円の分納を誓約しているが、誓約にしたがった弁済はなされていない。 長崎県債権管理規程によれば、地方自治法施行令171条の6の規定により履行期限を延長する場合には、知事の承認を受けなければならない（同管理規程12条2項）、また、必要な財産調査を行わなければならない（同条3項）。ここでいう「必要な財産調査」とは、金融機関に対する取引状況の照会、法務局に対する不動産登記事項証明書の申請、市町に対する住民税及び固定資産税の照会、運輸局に対する普通自動車の照会等を指している（「長崎県債権管理規程の運用について」・3・（1））。 本ケースにおける履行延期や分割納付は、法令に依拠しない実務上の措置であり、知事の承認ももちろん、財産調査も行われていないが、このような実務上の履行延期や分割納付については、安易に行わないよう運用の改善を図るとされている（「長崎県債権管理規程の運用について」・3・（2）・）。 <u>法令に依拠しない履行延期や分納は厳に控えるべきである。</u> <u>やむを得ず認めるに当たっては、「長崎県債権管理規程の運用について」を踏まえ、少なくとも、債務者及び連帯保証人に対して財産調査を行うべきである。また、同一債権について、再度の履行延期を認めるに当たっては、財産調査はもちろんのこと、分割納付の1回の支払額、分割納付の期間などについて、より一層厳格に判断すべきである。（指摘事項）</u>	（措置未済） 法令に依拠しない履行延期や分納は厳に控えるように今後検討してまいります。 やむを得ず認める場合にも、少なくとも、債務者及び連帯保証人の同意を得たうえで、それらの財産調査を行うように今後検討してまいります。 また、同一債権について、再度の履行延期を認める場合には、同意を得ての財産調査はもちろん、分割納付の1回の支払額、分割納付の期間などについて、より一層厳格に判断するように今後検討してまいります。	履行延期や分納について、やむを得ず認める場合の、債務者及び連帯保証人の同意を得る方法及び財産調査の具体的な方法について、また同一債権についての再度の履行延期を認める場合の、分割納付の1回の支払額、分割納付の期間などについて、まずはこれまでの事案を精査したうえで、マニュアル化の作業を行ってまいります。 本事案につきましては、平成31年3月をもって自主退去となりましたが、現在名義人が入院中であることから、連帯保証人などと協議を行うこととしております。
p.177	住宅課	債務者は平成26年1月より家賃の支払いをしていないが、訴訟提起に至ったのは、5年の時効期間が迫っていたためである。 普通地方公共団体の長は、債権について、その督促、強制執行その他保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない（地方自治法240条2項）、督促後相当期間経過しても履行されない債権については、徴収停止、履行延期特約、免除の手續などを認める事情があれば、それらの手續を検討し、それらの手續を認める事情がない場合には、訴訟手續により履行を請求しなければならないとされている（地方自治法施行令171条の2第3号、長崎県債権管理規程）。したがって、訴訟手續は、徴収停止などの手續を認める事情がない場合に速やかに行うべきものであり、時効を中断させることを主たる目的として行うものではない。 本ケースにおいては、訴訟までの対応が遅いと言わざるを得ず、法令に従い、徴収停止、履行延期特約、免除、訴訟手續などを速やかに検討すべきである。（指摘事項）	（措置未済） 滞納家賃が発生し、法的措置を講じる必要が出来た場合には、速やかに、法令に従い、徴収停止、履行延期特約、免除、訴訟手續などの対応策について検討を行うよう今後検討してまいります。	滞納家賃が発生し、徴収停止、履行延期特約、免除、訴訟手續などの法的措置を講じる場合に当たっては、まずはこれまでの事案を精査したうえで、マニュアル化の作業を行ってまいります。 本事案につきましては、平成31年3月をもって自主退去となりましたが、現在名義人が入院中であることから、連帯保証人などと協議を行うこととしております。
p.177	住宅課	連帯保証人への催告がなされたのは、平成13年4月27日であり、契約締結から15年以上経過した後である。 <u>債務者からの履行の見込みが立たない場合には、速やかに連帯保証人への請求を行うべきである。（指摘事項）</u>	（措置未済） 連帯保証人については、納入指導依頼に留まることなく、連帯保証債務を負っていることを常に注意喚起し、債務者からの履行の見込みが立たない場合には、連帯保証人への請求を行うよう今後検討してまいります。	連帯保証人に対する請求については、どのような場合に、どのような段階から行っていくのかということが、現行の住宅課の内規では具体的に定められておりませんので、まずはこれまでの事案を精査したうえで、マニュアル化の作業を行ってまいります。 本事案につきましては、現在名義人から分割納付が継続して履行されているため、その履行状況を注視してまいります。
p.178	住宅課	連帯保証人Aは、平成13年4月に死亡していたことが判明したが、相続人調査はなされていない。 <u>債務者、連帯保証人が死亡した場合には、速やかに相続人調査を行い、各相続人が相続する債務額を明らかにすべきである。（指摘事項）</u>	（措置未済） 債務者もしくは連帯保証人が死亡した場合には、速やかに相続人調査を行い、各相続人が相続する可能性のある債務額のその時点での把握を行い、必要に応じて相続人に明らかにできるように今後検討してまいります。	債務者もしくは連帯保証人が死亡した場合の相続人調査は既に行っておりますが、相続する可能性のある債務額の確定及び相続人への明示の手法について、まずはこれまでの事案を精査したうえで、マニュアル化の作業を行ってまいります。 本事案につきましては、現在名義人から分割納付が継続して履行されているため、その履行状況を注視してまいります。
p.178	住宅課	債務者は、平成20年3月より月額3,000円の分納を申し出ているが、その際、債務者の財産調査などはなされていない。 長崎県債権管理規程によれば、地方自治法施行令171条の6の規定により履行期限を延長する場合には、知事の承認を受けなければならない（12条2項）、また、必要な財産調査を行わなければならないとされている（同条3項）。ここでいう「必要な財産調査」とは、金融機関に対する取引状況の照会、法務局に対する不動産登記事項証明書の申請、市町に対する住民税及び固定資産税の照会、運輸局に対する普通自動車の照会等を指している（「長崎県債権管理規程の運用について」・3・（1））。 本ケースにおける分納は、法令に依拠しない実務上の措置であり、知事の承認はもちろん、財産調査も行われていないが、このような実務上の履行延期や分割納付については、安易に行わないよう運用の改善を図るとされている（「長崎県債権管理規程の運用について」・3・（2）・）。 <u>法令に依拠しない履行延期や分納は厳に控えるべきである。</u> <u>やむを得ず認めるに当たっては、「長崎県債権管理規程の運用について」を踏まえ、少なくとも、債務者及び連帯保証人に対して財産調査を行うべきである。また、同一債権について、再度の履行延期を認めるに当たっては、財産調査はもちろんのこと、分割納付の1回の支払額、分割納付の期間などについて、より一層厳格に判断すべきである。（指摘事項）</u>	（措置未済） 法令に依拠しない履行延期や分納は厳に控えるように今後検討してまいります。 やむを得ず認める場合にも、少なくとも、債務者及び連帯保証人の同意を得たうえで、それらの財産調査を行うように今後検討してまいります。 また、同一債権について、再度の履行延期を認める場合には、同意を得ての財産調査はもちろん、分割納付の1回の支払額、分割納付の期間などについて、より一層厳格に判断するように今後検討してまいります。	履行延期や分納について、やむを得ず認める場合の、債務者及び連帯保証人の同意を得る方法及び財産調査の具体的な方法について、また同一債権についての再度の履行延期を認める場合の、分割納付の1回の支払額、分割納付の期間などについて、まずはこれまでの事案を精査したうえで、マニュアル化の作業を行ってまいります。 本事案につきましては、現在名義人から分割納付が継続して履行されているため、その履行状況を注視してまいります。

平成30年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

包括外部監査の結果報告・各論

第19 住宅課

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.179	住宅課	<p>債務者には、妻Aの他に3人の子がいるが、県は、Aに対して、平成21年7月30日付催告書を送し、Aによる相続放棄の有無などを確認することなく、滞納家賃全額(379,400円)を請求した。Aは、県の請求を受け、平成27年10月から、毎月5,000円の弁済を続けている(平成30年8月時点の弁済額合計155,000円)。</p> <p>金銭債権などに代表される可分債権は、遺産分割を経ずとも相続開始によって当然に各共同相続人の相続分に応じて直接承継されるものと解されている(最一小判昭和29年4月8日,最三小判昭和30年5月31日,最判平成16年4月20日等)ため、他の相続人が放棄しているなどの事情がなければ、Aが債務者の債務を相続していたとしても、相続する債務額は法定相続分(2分の1)にとどまる。</p> <p>県は、今後の方針として、Aに対して入金額の増額を促し、滞納の解消に努めていくとしているが、Aの相続した債務額は2分の1の189,700円であり、同額を超える支払いを求めることはできないとも考えられる。</p> <p><u>債務者が死亡した場合には、速やかに相続人調査を行い、各相続人が相続する債務額を明らかにすべきである。(指摘事項)</u></p>	<p>(措置未済)</p> <p>債務者もしくは連帯保証人が死亡した場合には、速やかに相続人調査を行い、各相続人が相続する可能性のある債務額その時点での把握を行い、必要に応じて相続人に明らかにできるよう今後検討してまいります。</p>	<p>債務者もしくは連帯保証人が死亡した場合の相続人調査は既に行っておりますが、相続する可能性のある債務額の確定及び相続人への明示の手法について、まずはこれまでの事案を精査したうえで、マニュアル化の作業を行ってまいります。</p> <p>本事案につきましては、既に名義人は死亡しておりますが、現在名義人の妻から分割納付が継続して履行されているため、その履行状況を注視してまいります。</p>
p.179	住宅課	<p>Aは、平成27年10月から、毎月5,000円の弁済を続けているが、平成23年10月1日の経過をもって消滅時効期間は経過しているため、Aによる弁済は、消滅時効期間が経過して4年経過後である。この点についての問題点は、ケース2の問題点のとおりであり、時効期間経過後から弁済が開始される4年の間には、債権放棄の検討がなされるべきであった。</p> <p><u>本ケースでは、時効期間経過後の毎年1回の催告は行いつつも、時効期間が経過した際には、Aの資産状況及び生活状況の調査を行い、その結果を踏まえて、債権放棄の検討をすることが望ましい。(意見)</u></p>	<p>(措置未済)</p> <p>消滅時効期間経過後の債権につきましては、債務者の同意を得たうえでその資産状況及び生活状況の調査を行い、その結果を踏まえて、財政部局とも協議を行いながら、債権放棄の是非について今後検討してまいります。</p>	<p>消滅時効期間経過後の債権について権利放棄を行うにあたっては、債務者からの同意の確保の方法や、資産状況及び生活状況の調査方法等について、まずはこれまでの事案を精査したうえで、財政部局との協議も行いながら、マニュアル化の作業を行ってまいります。</p> <p>本事案につきましては、既に名義人は死亡しておりますが、現在名義人の妻から分割納付が継続して履行されているため、その履行状況を注視してまいります。</p>
p.180	住宅課	<p>連帯保証人Bは、平成10年7月30日に死亡しているが、相続人調査はなされていない。</p> <p><u>債務者、連帯保証人が死亡した場合には、速やかに相続人調査を行い、各相続人が相続する債務額を明らかにすべきである。(指摘事項)</u></p>	<p>(措置未済)</p> <p>債務者もしくは連帯保証人が死亡した場合には、速やかに相続人調査を行い、各相続人が相続する可能性のある債務額その時点での把握を行い、必要に応じて相続人に明らかにできるよう今後検討してまいります。</p>	<p>債務者もしくは連帯保証人が死亡した場合の相続人調査は既に行っておりますが、相続する可能性のある債務額の確定及び相続人への明示の手法について、まずはこれまでの事案を精査したうえで、マニュアル化の作業を行ってまいります。</p> <p>本事案につきましては、既に名義人は死亡しておりますが、現在名義人の妻から分割納付が継続して履行されているため、その履行状況を注視してまいりたいと考えます。</p>
p.180	住宅課	<p>県は、連帯保証人に対して請求を行っていない。</p> <p><u>債務者からの履行の見込みが立たない場合には、速やかに連帯保証人への請求を行うべきである。(指摘事項)</u></p>	<p>(措置未済)</p> <p>連帯保証人については、納入指導依頼に留まることなく、連帯保証債務を負っていることを常に注意喚起し、債務者からの履行の見込みが立たない場合には、連帯保証人への請求を行うよう今後検討してまいります。</p>	<p>連帯保証人に対する請求については、どのような場合に、どのような段階から行っていくのかということが、現行の住宅課の内規では具体的に定められておりませんので、まずはこれまでの事案を精査したうえで、マニュアル化の作業を行ってまいります。</p> <p>本事案につきましては、既に名義人は死亡しておりますが、現在名義人の妻から分割納付が継続して履行されているため、その履行状況を注視してまいります。</p>

平成30年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第20 教職員課

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.182	教職員課	<p>債権 の「発生年月日」欄には「平成21年6月1日」と記載され、債権 、債権 の「発生原因」欄には、いずれも「多重債務者であり、民事再生法の個人再生手続を行ったため」と記載されている。また、「債権の管理に関する事項」欄には、債権 、債権 をいずれも同一の別紙（経緯書）で整理しているものの、平成25年4月27日付で取り付けた債務承認書に関する記載がされていない。</p> <p>「債権の管理について」第2・8・オの規定によれば、債権管理簿の「発生年月日」欄には「債権が発生した日又は県に帰属した日を記載するもの」とされており、「発生原因」欄には「債権が発生し又は県に帰属した原因についてその経過が分かる程度に要点を記載すること」とされており、「債権の管理に関する事項」及び「備考」欄には、「強制執行等に関する事項、徴収停止又は履行延期に関する事項その他債権の管理上必要な事項を記載するもの」とされている。</p> <p>また、債権管理規程5条2項、及び、「債権の管理について」第2・8・カによれば、「債権の管理に関する事項又は備考の欄に記載してある事項に変更があったとき」や、「債務者から債務証書の提出があったとき」は、「そのつど遅滞なくこれらの内容を記載しなければならない」。</p> <p>債権 は、債務者が懲戒免職処分を受けたことで発生するに至っているため、債権発生日は処分日（平成20年10月30日）である（公債権との見解に立った場合には、債権発生日は給与支給日である平成20年10月21日と考えられる）。</p> <p>また、債権 、債権 は、懲戒免職処分を受けたことで発生したものであり、債務者が多重債務であることや個人再生手続を行ったことは、債権発生原因とは何ら関係がない。</p> <p>したがって、債権 、債権 のいずれについても、債権管理簿が正しく記載されておらず、「発生年月日」欄、「発生原因」欄を、いずれも正しく記載すべきである。</p> <p>債務承認書は、時効中断事由として時効期間の起算点となるものであり、債権管理簿に記載すべき「債務者から債務証書の提出があったとき」に該当するため、債権管理規程上も記載が義務付けられている。</p> <p>したがって、債務承認書の提出を受けた事実、同承認書の作成日などは、債権管理簿の「債権管理に関する事項」として記載すべきである。（指摘事項）</p>	<p>(措置済)</p> <p>平成31年3月、債権管理簿の記載誤り等については、直ちに修正、追記を行いました。今後は、ご指摘の点等に留意し、適正な事務の執行に努めてまいります。</p>	
p.184	教職員課	<p>債権 、債権 は、債権管理簿が別個に作成されており、同一債務者に対する別個の債権として取り扱っている。</p> <p>しかしながら、前述のとおり、債権 、債権 は、いずれも懲戒免職処分によって発生した10月分の過払い給与という同一の債権であり、債権 は、あくまで、減額調整時の計算間違いによる不足額に過ぎない。</p> <p>債権 の債権管理簿とは別に債権 の債権管理簿を作成すべきではなく、債権 の債権管理簿の債権額を訂正し、訂正の理由（計算間違い）を記載するなどして正しい内容に改めるべきである。（指摘事項）</p>	<p>(措置済)</p> <p>平成31年3月、個別に管理していた債権管理簿について統合し、同一の債権として取り扱うよう記載内容についても改めました。今後は、ご指摘の点等に留意し、適正な事務の執行に努めてまいります。</p>	

平成30年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第21 警察本部会計課

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.186	警察本部 会計課	<p>県は、債務者や連帯保証人からの支払いが滞っているにもかかわらず、訴訟等の具体的な対応をとるには至っていない。</p> <p>普通地方公共団体の長は、債権について、その督促、強制執行その他保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない（地方自治法240条2項）、督促後相当期間経過しても履行されない債権については、徴収停止、履行延期特約、免除の手續などを認める事情があれば、それらの手續を検討し、それらの手續を認める事情がない場合には、訴訟手續により履行を請求しなければならないとされている（地方自治法施行令171条の2第3号、長崎県債権管理規程）。</p> <p>しかしながら、いずれのケースにおいても、債務者等と面談を繰り返し、納付誓約書を提出させるなどして、少額の分割納付を受けるに止まっており、徴収停止や訴訟提起などの具体的な対応には至っていない。したがって、支払いが滞った後の対応が遅いと言わざるを得ない。</p> <p>履行が滞っている債務者等に対しては、法令に従い、徴収停止、履行延期特約、免除、訴訟手續などを速やかに検討すべきである。（指摘事項）</p>	<p>（措置未済）</p> <p>履行が滞っている債務者等に対しては、法令に従い、適切な措置（徴収停止、履行延期特約、免除、訴訟手續など）を行うよう今後の方針を検討しております。</p>	<p>適切な措置（徴収停止、履行延期特約、免除、訴訟手續など）を講じるために必要な調査（財産調査等）を行うこととなりますが、私債権につきましては、調査に先立ち債務者本人の同意がなければ調査に限界がありますので各措置を講じるための要件を満たす調査内容につきまして関係機関と協議を行い適正な債権管理業務を進めてまいります。</p>
p.187	警察本部 会計課	<p>県は、平成21年11月に履行延期の特約をしているが（地方自治法施行令171条の6、長崎県債権管理規程12条）、その後は、債務者より、平成23年6月、平成28年7月、平成30年7月の3度にわたって納付誓約書の提出を受け、その都度、履行延期をした上での分割納付を認めている。また、県は、このような分割納付を認めるに際し、収入状況を聴取するとともに、財産調査までは行っていない。</p> <p>長崎県債権管理規程によれば、地方自治法施行令171条の6の規定により履行期限を延長する場合には、知事の承認を受けなければならない（同規程12条2項）、また、必要な財産調査を行わなければならない（同条3項）。ここでいう「必要な財産調査」とは、金融機関に対する取引状況の照会、法務局に対する不動産登記事項証明書申請、市町に対する住民税及び固定資産税の照会、運輸局に対する普通自動車の照会等を指している（「長崎県債権管理規程の運用について」・3・（1））。</p> <p>本ケースにおける履行延期をした上での分割納付は、法令に依拠しない実務上の措置であり、知事の承認はもちろん、財産調査も行われていないが、このような実務上の履行延期や分割納付については、安易に行わないよう運用の改善を図るとされている（「長崎県債権管理規程の運用について」・3・（1））。</p> <p>法令に依拠しない履行延期や分納は厳に控えるべきである。</p> <p>やむを得ず認めるに当たっては、「長崎県債権管理規程の運用について」を踏まえ、少なくとも、債務者及び連帯保証人に対して財産調査を行うべきである。また、同一債権について、再度の履行延期を認めるに当たっては、財産調査はもちろんのこと、分割納付の金額や期間などについて、より一層厳格に判断すべきである。（指摘事項）</p>	<p>（措置未済）</p> <p>私債権のため債務者本人の同意がなければ調査に限界があるため、県で使用している様式「資産状況等調査票」を用いて同調査票の項目に沿って聴取作成し各措置に関する根拠としております。今後は、債務者及び連帯保証人と面談及び必要な財産調査を行うこととし、結果に基づき関係機関と協議の上、分割納付金額、期間等について厳格に設定するよう検討してまいります。</p>	<p>令和元年度において債務者及び連帯保証人と面談及び必要な財産調査を行うこととし、結果に基づき関係機関と協議の上、分割納付金額、期間等について厳格に設定したいと考えております。</p>
p.188	警察本部 会計課	<p>県は、示談成立に際し、債務者の母（示談締結時83歳）Aが認知症であると認識していながら、同人を連帯保証人としているが、認知症の高齢者の場合、認知の程度によっては法律行為を行えるだけの判断能力を有していない可能性があり、訴訟では連帯保証契約の成立が否定されることも十分に考えられる。また、認知症を患っている高齢者を連帯保証人とする自体、県の対応の在り方として疑問が残るところである。</p> <p>法律行為を行えるだけの判断能力を備えているか疑問が残る者については、連帯保証人としなないことが望ましい。（意見）</p>	<p>（措置済）</p> <p>今後は、意見を踏まえ、連帯保証人を設定する際は法律行為を行えるだけの判断能力を備えているかを十分に精査のうえ、法令等に基づき示談を取り交わすことといたします。</p>	
p.188	警察本部 会計課	<p>債務者は、平成19年5月2日に死亡し、相続人である妻Bと子らが相続放棄をしたことから、債務者の母が債務全額を相続した。</p> <p>県は、債務者の相続人が債務者の母Aと債務者の弟Cの2人であると誤解し、Cとの間で弁済の交渉を行っているが、Cは相続しておらず債務を負担していないため、Cに対して弁済を求めることはできない。</p> <p>県としては、債務を負担していない者に対して弁済を求めるべきではない。（指摘事項）</p>	<p>（措置済）</p> <p>債務者である母Aとは、同居の弟Cを通してのみしか話ができなかったため、Cに対して弁済の話をしていたものでした。</p> <p>今後は、債務を負担していない者に弁済を求めることがないように、相続人調査を徹底し、債務者の確認を確実に行ってまいります。</p>	
p.189	警察本部 会計課	<p>Cは、Bが債務を弁済することに了承しているとして、Bと話をしよう述べ、県は、Bに対して納入通知書を送付するに至っている。しかしながら、Bは相続放棄をしており、債務を負担していないため、例えば、BC間で、Bが債務を弁済することになっていたとしても、そのような事情は、県には無関係な債務者内部の事情に過ぎない。</p> <p>県としては、債務を負担していない者に対し、納入通知書を送付すべきではない。（指摘事項）</p>	<p>（措置済）</p> <p>元妻Bの求めに応じて納入通知書を送付していたものでありますが、現在、納入通知書は送付していません。</p> <p>今後は、債務を負担していない者に納入通知を送付することがないように、相続人調査を徹底し、債務者の確認を確実に行ってまいります。</p>	
p.189	警察本部 会計課	<p>Aは、認知症を患っている高齢者であり、年金のみで生活し、そこから病院代や税金を支払っている。したがって、債務を弁済していただくだけの資力を欠いているといえる。</p> <p>債務者は無資力又はこれに近い状態にあるときであるというべきであり、履行延期の手續をとり、収入状況に変化がないようであれば、債務免除の手續をとることも可能と言える（地方自治法施行令171条の6第1号、長崎県債権管理規程12条、15条）。</p> <p>また、本ケースでは、「債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。」の要件を充足する可能性もあるため、知事の承認を受けて徴収停止の手續をとることも選択肢と言える（地方自治法施行令171条の5）。</p> <p>したがって、本ケースでは、債務免除や徴収停止の手續を検討するのが望ましい。（意見）</p>	<p>（措置済）</p> <p>法定相続人と協議を行う予定としており、協議結果に基づき、徴収停止等の手續についても関係機関と検討いたします。</p>	

平成30年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

包括外部監査の結果報告・各論

第21 警察本部会計課

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.189	警察本部 会計課	<p>県は、平成18年8月に履行延期の特約をしているが（地方自治法施行令171条の6，長崎県債権管理規程12条），その後は，債務者より，平成22年6月，平成23年10月，平成27年7月，平成29年1月の4度にわたって納付誓約書の提出を受け，その都度，履行延期をした上での分割納付を認めている。また，県は，このような分割納付を認めるに際し，収入状況を聴取するにとどまり，財産調査までは行っていない。</p> <p>法令に依拠しない履行延期や分納は厳に控えるべきである。</p> <p>やむを得ず認めるに当たっては，「長崎県債権管理規程の運用について」を踏まえ，少なくとも，債務者及び連帯保証人に対して財産調査を行うべきである。また，同一債権について，再度の履行延期をして分納を認めるに当たっては，財産調査はもちろんのこと，分割納付の金額や期間などについて，より一層厳格に判断すべきである。（指摘事項）</p>	<p>（措置未済）</p> <p>債務者等に連絡を取り、面談等の調整をする予定にしております。</p>	<p>令和元年度において債務者及び連帯保証人と面談及び必要な財産調査を行うこととし、結果に基づき関係機関と協議の上、分割納付金額、期間等について厳格に設定したいと考えております。</p>

平成30年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

監査人からの意見(提言)

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.191	財政課	<p>長崎県において債権管理条例を制定することを提言する。 監査人は、次のような理由から、長崎県において債権管理条例を制定する必要があると考える。 まず第1に、債権管理を適切に行い、債権の回収を厳格に行っていくという県の姿勢を県民や県職員に示すために債権管理条例の制定が重要である。 本監査で散見されたのが、債権回収事務を行うに際し、債務者等から反感・反発を受けてしまうために職員が債権回収を躊躇してしまう状況である。 確かに、公務員は、全体の奉仕者であり、県民に対し行政サービスを提供するという側面がある。しかしながら、地方自治法240条2項は「普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない」とし、これを受けて、長崎県債権管理規程4条は「債権の管理に関する事務は、法令及び規則の定めるところに従い、債権の発生原因及び内容に応じて、財政上もっとも県の利益に適合するように処理しなければならない」としている。 したがって、県職員が債権回収事務を行うにあたっては、全体の奉仕者、行政サービスの提供者としての立場から、県の財政上の利益を図る立場に意識を切り替える必要がある。 債権管理条例の制定により、債権管理を適切に行い債権の回収を厳格に行っていくという県の姿勢を示すことで、上記のような県職員の意識の切り替えや、それに対する県民の理解に繋がると考える。 次に、債権管理条例の制定により、債権管理事務の明確化、効率化、合理化を図る必要がある。 非強制徴収公債権や私債権は、税とは異なって適用法令が多岐にわたり、また、強制徴収ができないことから、管理や回収が容易ではない。 特に、私債権は、民法145条があるため、消滅時効期間が経過しても債務者から時効援用の意思表示がない限り不納欠損処分ができないため、長崎県では、権利の放棄に係る議決を求める基準を設け、基準を満たすものについて、議会の議決を得て、債権放棄を行っているが、それでもなお、時効期間が経過した債権や、回収見込みが乏しい債権をいたずらに残して管理を続け、効果の乏しい経費を費やしたり、県職員の労力や時間を割いたりしているケースが見受けられた。回収見込みが乏しい債権がいつまでも残存することは、いわゆる不良債権が県の財産として計上され続けることであり、県の財政の評価に不当な影響を及ぼすことにも繋がる。 したがって、債権管理条例の制定により、消滅時効期間が経過した債権や回収見込みが乏しい債権の放棄を容易にし、債権管理事務の明確化、効率化、合理化を図る必要がある。 以上の理由により、監査人は、長崎県において債権管理条例(本報告書に添付する条例案、施行規則案を参考にしていきたい)を制定されるよう、提言する。(意見)</p>	<p>(措置未済) 県においては平成24年11月に定めた「権利の放棄に係る議決を求める基準」により対応しているところですが、提言の趣旨も踏まえ、他県の条例等も参考にしながら、債権回収の効率化等について検討してまいります。</p>	<p>今後は、他県調査等を踏まえ、検討を進めてまいります。</p>
p.192	財政課	<p>本監査において報告したとおり、長崎県の債権管理に関する条例、規則、規程、要綱等は詳細かつ網羅的に管理事務を定めている。 にもかかわらず、長崎県の債権管理には多くの指摘事項等が検出された。 その原因の一つは、詳細かつ網羅的である要綱等があるものの、それらがバラバラに存在し一つにまとめられていないために、債権管理を担当する職員が見落とししていることにあると考える。 そこで、監査人は、長崎県がこれまで定めている条例、規則、規程、要綱等を整理すると共に、本監査報告において提言している長崎県債権管理条例案が制定された場合に想定される債権管理事務の流れを、添付資料「長崎県債権管理マニュアル案」のとおりまとめた。 これをモデルとして、今後、長崎県において債権管理マニュアルの整備を検討されるよう、提言する。(意見)</p>	<p>(措置済) 関係規程をとりまとめたマニュアル案を関係課へ提示しており、今後は、関係課の意見等を踏まえマニュアルを整備してまいります。</p>	
p.193	財政課	<p>長崎県には、債権を集約して管理する専門部署がなく、様々な所管課が収入未済債権を管理している。 管理に携わる担当職員は、必ずしも債権管理の知識、経験を有するわけではなく、管理の必要が生じると、前任者や上司から指導、引継ぎを受け、財政課等からの助力を得ながらも、主として各自の努力で模索を重ねながら債権管理に臨んでいる例が多く見受けられた。 そのため、担当者によって、債務者対応に温度差があったり、債権管理の厳格さ・綿密さに差異が生じたりしている。 本監査の主たる対象とした私債権は、公債権とは異なり、画一的に管理しうるわけではないが、そうとは言え、担当者の力量や裁量によって管理事務が大きく左右されてしまうのは避けるべきであるから、特定の部署で画一的に管理するのが望ましい。 また、専門性を有する部署に知識、経験を集約することで、債権管理・回収の経済性、効率性、有効性が高まることは明らかであり、債権管理を専門部署に移管できれば、他の部署は、それぞれが所管する事務に専念でき、その経済性、効率性、有効性が高まるはずである。 債権管理を専門部署に所管させることには、次のようなメリットも期待できる。 すなわち、本監査で感じた問題点の一つが、行政サービスを提供する部署が債権管理を行うと、もともと提供している行政サービスの目的を債権管理の事務処理にも持ち込んでしまうという問題点である。 前述のとおり、債権管理に臨む県職員は、行政サービスの提供者としての立場から、県の財政上の利益を図る立場に意識を切り替える必要があるが、行政サービスを提供している職員は、どうしても、県民の福祉向上という行政目的を捨て去り、県の財政上の利益を図る意識に切り替え切れず、債権の厳格な回収を躊躇してしまっているように感じる。債権管理を専門部署に集約することは、この問題点の克服にも繋がる。 したがって、監査人は、長期未済債権を集約して管理する専門部署を創設することが望ましいと考え、長崎県に対し検討を提言する。 専門部署の創設が難しい場合には、弁護士や債権回収業者など外部専門機関に委託することを検討してもらいたい。(意見) 一部の所管課において、債務者への催告等、債権管理の一部の手続きを債権回収業者に委託していた例はあったが、管理全体を委託した例はなかった。長期未済となり管理・回収が容易ではなくなった債権の管理事務を全体として委託することで、専門部署への移管と同様の効果は得られるものと思料する。</p>	<p>(措置済) 長期収入未済債権の債権管理について、集約化など、どのような手法が有効なのか検討しております。</p>	